# 稚　内　市
# 子ども・子育て支援事業計画

（平成27年度～平成31年度）

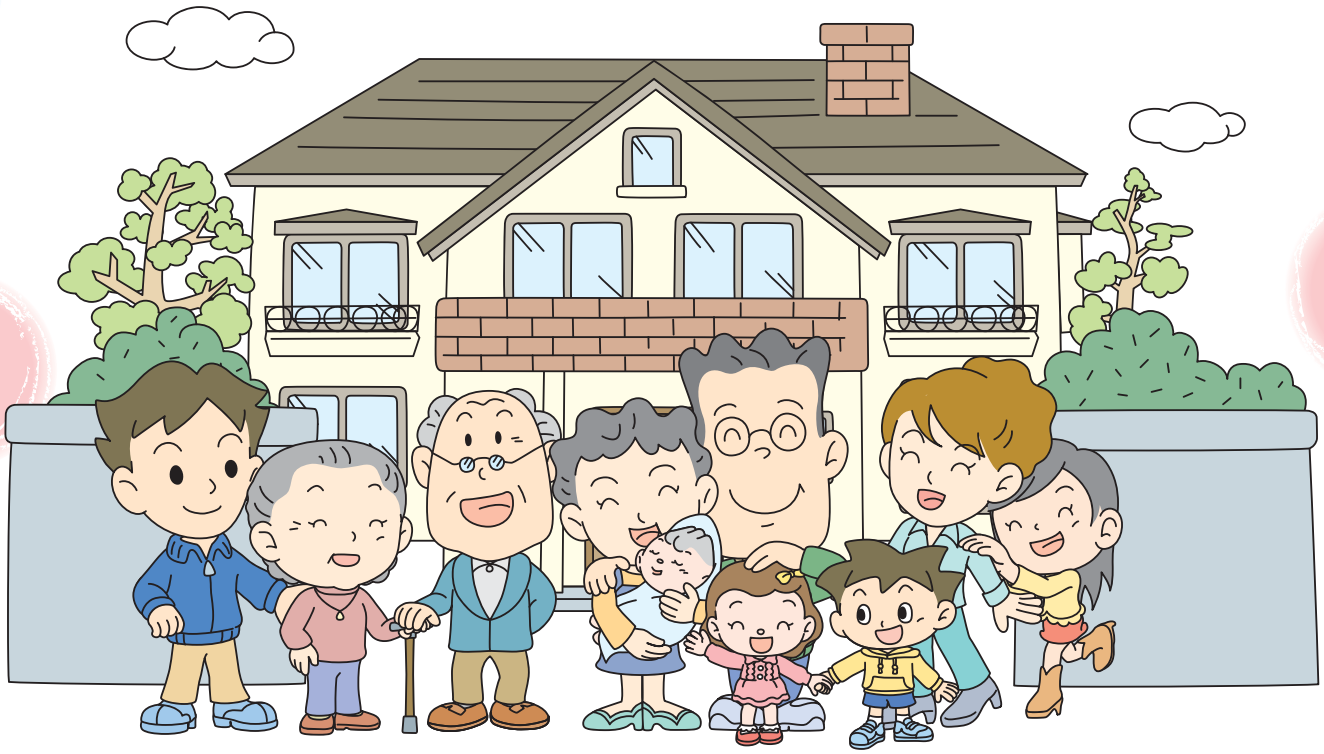

平成27年3月

稚　内　市

# はじめに

少子化、家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、「子育ての孤立感と負担感の増加」「仕事と家庭の両立」など、子育てをめぐる課題に対して、社会全体で支援する新しい仕組みを構築していくことが必要となっています。

こうした背景のもと、国では平成24年８月に子ども・子育て関連３法を制定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年４月から施行されることになり、これに合わせ本市では平成27年度から５年を１期とする「稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これまでも、子育て運動や幼保一元化の推進など、さまざまな子育て支援策を展開してきましたが、この計画を基に、本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に取り組み、今後も引き続き、子どもにより良い環境を提供するとともに、子育てしやすいまちを目指してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「稚内市次世代育成対策地域協議会」の委員の皆様はじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに御協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年３月

稚内市長　工　藤　　広

目　次


第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の位置づけ……2
３　計画期間について……3
４　計画の策定体制……3
第２章　計画策定の基本的な考え方……4
１　基本理念……4
２　基本的な視点と目標について……5
３　子ども・子育て支援事業計画の体系について……7
第３章　稚内市の子ども・子育てを取り巻く環境……8
１　人口・世帯・人口動態等……8
２　教育・保育施設の状況……14
３　地域子ども・子育て支援事業の状況……17
４　アンケート調査の結果概要……21
５　子ども・子育て支援の課題……25
第４章　提供区域の設定……26
１　提供区域の考え方……26
２　提供区域の設定……26
第５章　教育・保育施設の充実……28
１　量の見込み……28
２　提供体制の確保と実施時期……28
３　教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）……30
４　教育・保育施設の質の向上……31
５　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保……31
第６章　地域子ども・子育て支援事業の充実……32
１　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策……32
２　地域子ども・子育て支援事業の充実……38
第７章 子ども・子育て支援関連施策の推進……39
１　地域における子育て支援……39
２　母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進……40
３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備……41
４　子育てを支援する生活環境の整備……42
５　職業生活と家庭生活との両立の推進……43
６　結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進……43
７　子どもの安全の確保……44
８　要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進……44

**第８章　計画の推進体制** ..... **46**
１　関係機関等との連携 ..... 46
２　役割 ..... 47
３　計画の達成状況の点検・評価 ..... 48

## 資　料　編

資料１　アンケート調査集計報告書（抜粋） ..... **49**
資料２　計画策定の経緯 ..... **75**
資料３　用語解説 ..... **76**

# 第 1 章　計画の策定にあたって

## 1　計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

稚内市においては、平成 26 年度までを計画期間とした「稚内市次世代育成支援行動計画（後期計画）（以下、次世代育成支援行動計画という。）」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

こうした中、国は子ども・子育てにおける様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」及び関連する法律をもとに、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年度より施行いたします。

依然、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として「稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

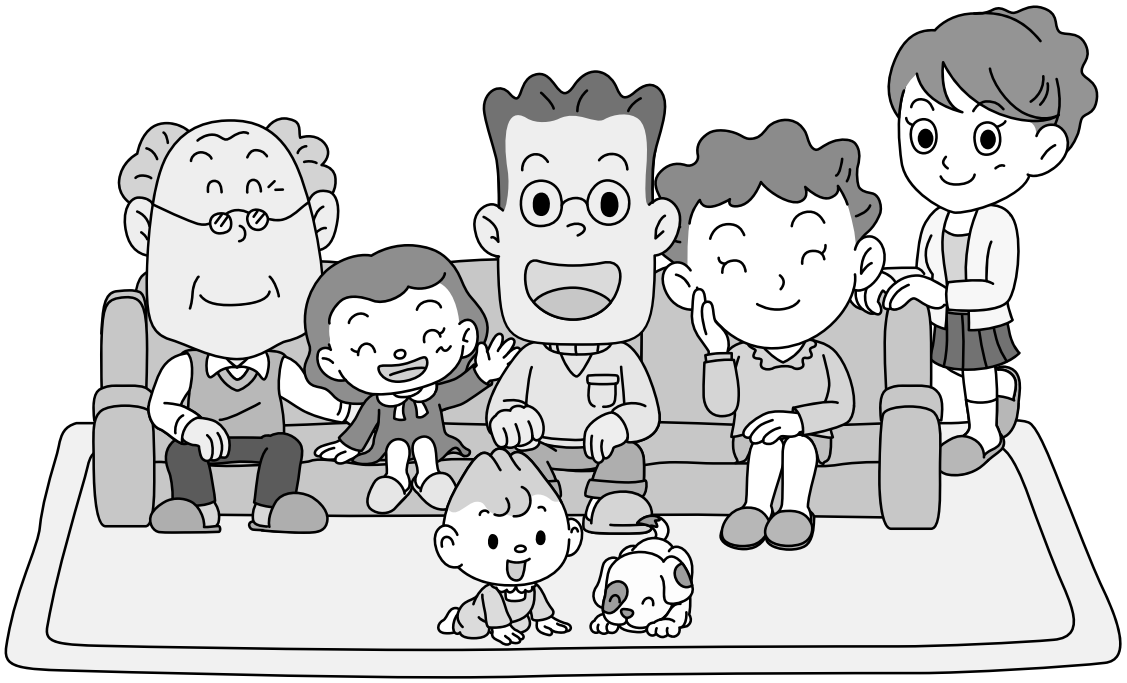

## 2　計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づき、稚内市の子どもと子育て家庭を対象として、稚内市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ子育て家庭に関わる施策を踏まえ、「次世代育成支援行動計画」における取り組みを継承しつつ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

**■子どもの対象範囲について**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **0歳** | 0 歳 | **1歳** | 1～5 歳 | **6歳** | 6～11 歳 | **12歳** | 12～17 歳 | **18歳** |
| | 乳児期 | | 幼児期 | | 学童期<br>※学校教育を除く放課後 | | 一部対象 | |
| **子ども・子育て支援法** | | | | | | | | |

**■上位計画**

**稚内市総合計画**

**稚内市地域福祉計画**

**整合**

**稚内市**
**子ども･子育て支援事業計画**
**稚内市次世代育成支援行動計画　後期計画**

**整合**

**■根拠法令**

子ども･子育て関連３法
◎子ども・子育て支援法
◎改正認定こども園法
◎関係整備法（児童福祉法等の改正）

**■関連計画**

**稚内市生涯学習計画**
**稚内市男女共同参画行動計画**
**稚内市社会教育中期計画**
**稚内市障がい者計画**
**稚内市スポーツ推進中期計画**　など

## 3　計画期間について

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間を計画期間とします。なお、計画の修正が必要な場合は、計画中間年においても計画の見直しを検討します。

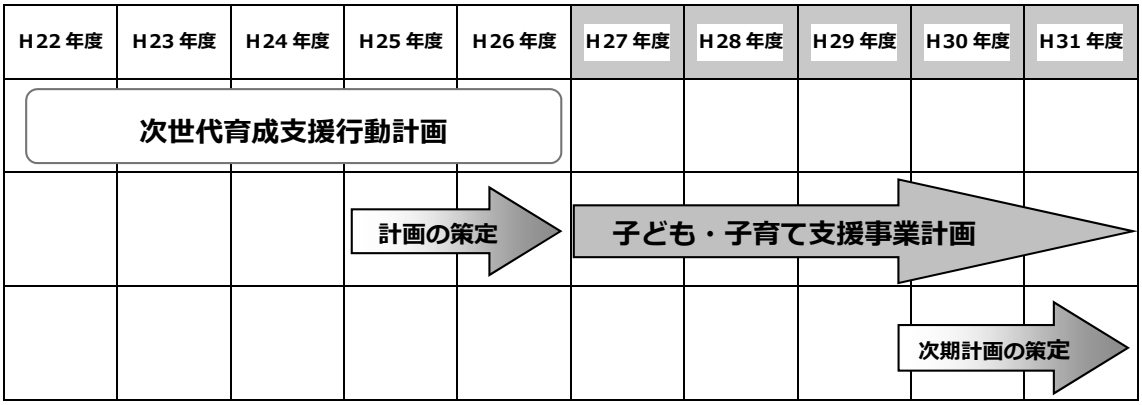


## 4　計画の策定体制

**子ども・子育て会議の設置について**

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている合議制の機関として、既存の「稚内市次世代育成対策地域協議会」でその役割を担えるように条例を改正し、計画内容や施策推進に関する事項等についての協議を行いました。

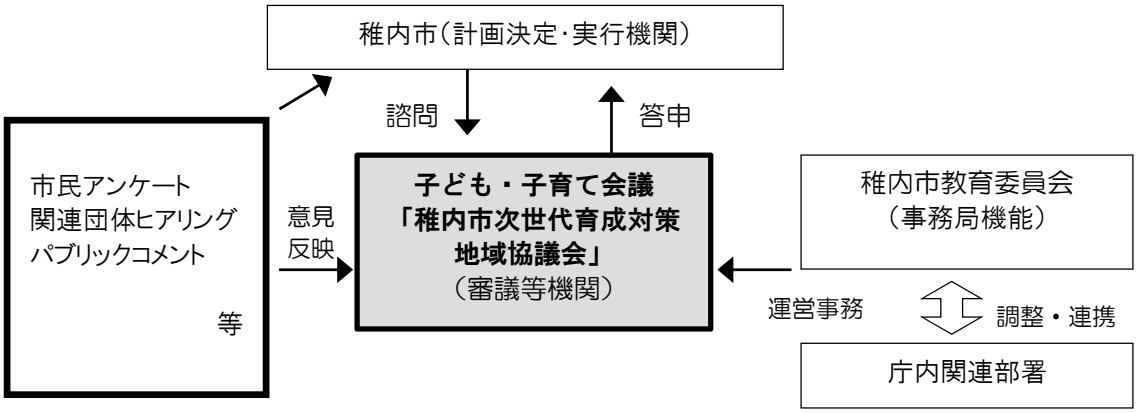

# 第２章　計画策定の基本的な考え方

## １　基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。稚内市は、すべての子どもの健やかな育ちを守ります。

元気はつらつ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守ります。

未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。

稚内市は全国で初めて昭和 61 年に「子育て平和都市宣言」を行って以来、市民が主役の「子育て運動」に取り組み、他に先駆けて充実した子育て環境を整備してまいりました。

また、平成 16 年に「ワイワイ子育て・楽しさ支援特区」という構造改革特区を取得して、いち早く「幼保一元化」の推進に努めてまいりました。

こうした取り組みは、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

家庭のあり方、地域コミュニティのあり方、保護者の労働状況の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は急速に変化しています。このような環境の変化の著しい時代であっても、子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

稚内市では、この「子ども・子育て支援事業計画」を通じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

また、これまで長年にわたり「子育て運動」に取り組み、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援、環境を整えてきましたが、今後も引き続き取り組んでいきます。

## ２　基本的な視点と目標について

子ども・子育て支援事業計画における基本理念の実現に向けて、子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、３つの視点と７つの目標に沿って子ども・子育て支援の施策と関連施策を総合的に推進します。

**【視点１】子どもの育ちを支える**

本計画において、子どもの情緒の安定と、すべての子どもの健やかな育ちとともに、親や身近な大人との関わりの中で人への信頼や社会性の基盤となる人格を育成し、自我と自主性の芽生えを生きる力に育むための充実した環境づくりをさらに進めます。

**【視点２】すべての子育て家庭を支える**

稚内市の子育て支援は、保護者の子育てを肩代わりすることではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができることだと考えます。また、そのために地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることだと考えます。こうした支援を通じて、保護者が子育てをすることで、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を推進します。

**【視点３】地域全体で応援する**

すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、地域全体で助け合い、支え合いをより深め、地域ぐるみで子ども自身と子育て家庭を応援する取り組みの充実を図ります。

**■目標１　幼児期の教育・保育の充実**

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うため、これらの事業を効果的・効率的に提供できるように整備し、質の充実を図ります。

**■目標２　子育て支援重視の相談体制の充実**

児童虐待の早期発見・早期ケア、ひとり親家庭の自立に向けての支援、さらには心身に障がいや疾病を持つ子ども、子育てに不安を持つ親など、個々のケースに合わせた、きめ細やかな取り組みを推進し、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。

**■目標３　子どもの健やかな成長に資する環境の整備**

子どもたちが様々な学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として将来家庭を持ち、子どもを産み、育てることができるよう、家庭、学校、地域における教育環境を充実させ、子どもの健やかな学びと育ちを支えていきます。

**■目標４　子育て支援事業の充実**

保育所等における定期的な保育の利用以外に、多様化する子育てニーズに対応するため、また子育てをする家族の不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを目指して、子育て支援事業の充実を図ります。

**■目標５　母子の健康増進の推進**

妊娠から出産及び乳幼児まで、母子の心身の健やかな成長を支援していくために、子どもの成長のライフステージの変化に対応し、母子保健を中心とした様々なサービスの提供と、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携による母子の健康づくりを進めます。

**■目標６　職業生活と家庭生活との両立の推進**

子育て家庭の仕事と生活の調和を実現するため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組みます。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施します。

**■目標７　地域ぐるみの子育て支援活動の推進**

子どもの心身の成長や社会性を育むために、町内会やＰＴＡ、子育てボランティア団体、各種スポーツ団体等、地域活動を積極的にサポートし、地域ぐるみの子育て支援活動を推進します。

## 3　子ども・子育て支援事業計画の体系について

**基本理念**

**元気はつらつ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守ります。**
**未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。**

| 基本的視　点 | 基本目標 | | 基本施策 |
|---|---|---|---|
| 【視点１】子どもの育ちを支える | 目標１ | 幼児期の教育・保育の充実 | 1　提供体制の確保と実施時期（第５章２）<br>2　教育･保育の一体的提供の推進(第5章３)<br>3　教育・保育施設の質の向上（第5章４） |
| | 目標２ | 子育て支援重視の相談体制の充実 | 1　児童虐待防止対策の充実（第７章８）<br>2　母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進（第７章８）<br>3　障がい児施策の充実等（第７章８） |
| | 目標３ | 子どもの健やかな成長に資する環境の整備 | 1　次代の親の育成（第７章３）<br>2　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備（第７章３）<br>3　家庭や地域の教育力の向上（第７章３）<br>4　子育てを支援する生活環境の整備（第７章４） |
| 【視点２】すべての子育て家庭を支える | 目標４ | 子育て支援事業の充実 | 1　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策（第６章１）<br>2　地域子ども・子育て支援事業の充実（第６章２） |
| | 目標５ | 母子の健康増進の推進 | 1　切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策（第７章２及び６）<br>2　食育の推進（第７章２）<br>3　小児医療の充実（第７章２） |
| | 目標６ | 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 1　職業生活と家庭生活との両立の推進（第7章５） |
| 【視点３】地域全体で応援する | 目標７ | 地域ぐるみの子育て支援活動の推進 | 1　地域における子育て支援サービスの充実（第７章１）<br>2　子育て支援のネットワークづくり（第７章１）<br>3　子どもの健全育成（第７章１）<br>4　子どもの安全の確保（第７章７） |

# 第３章　稚内市の子ども・子育てを取り巻く環境

## １　人口・世帯・人口動態等

### （１）人口の推移

稚内市の人口は、昭和 50 年の国勢調査をピークに減少傾向にあります。また、少子高齢化が進行し、年少人口は平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で約 1,500 人、率にして約２％減少し、反対に、老年人口は約 2,100 人、率にして約 7%増加しています。

■稚内市総人口の推移（国勢調査より）

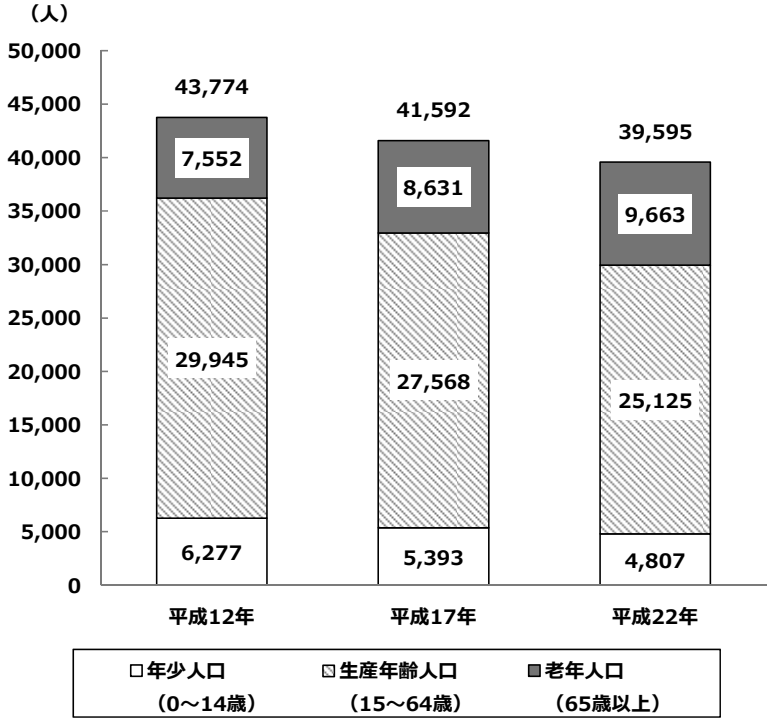


■年齢３区分別人口の推移（国勢調査より）

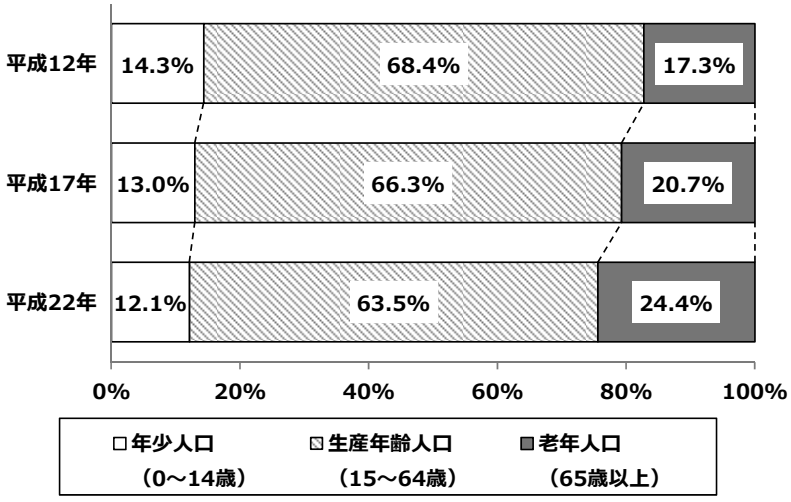

### （２）自然動態・社会動態

稚内市の社会動態（転入ー転出）は継続的に減少傾向にあり、人口減少の主な要因となってきました。自然動態（出生ー死亡）も同様に減少傾向にあり、人口減少を加速させています。

■自然動態・社会動態の推移（住民基本台帳より）

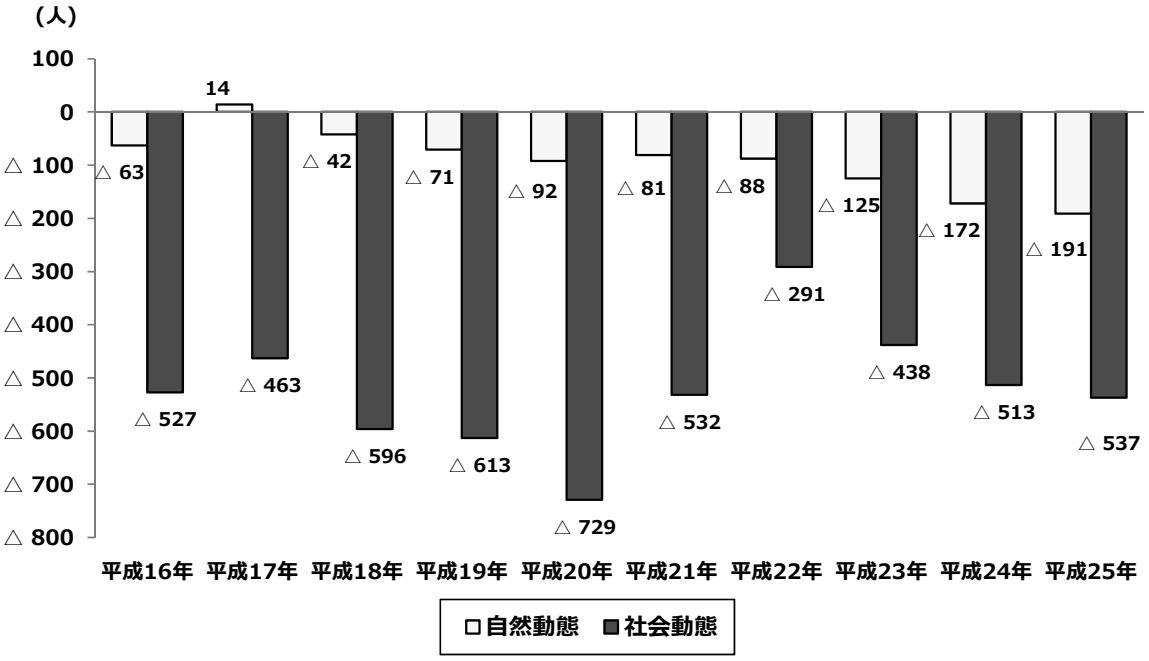


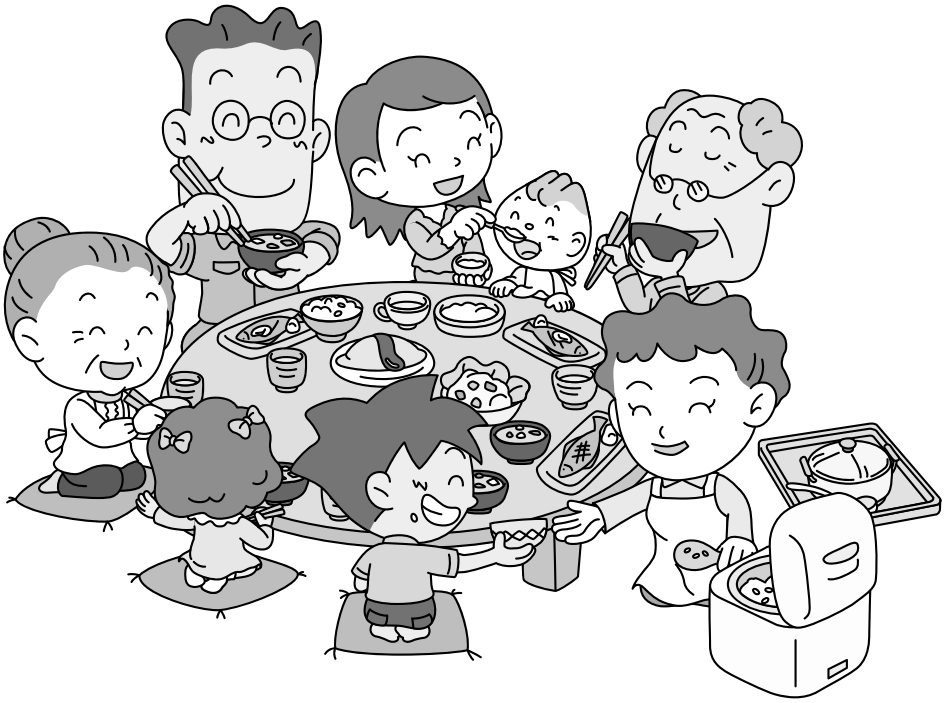

### （3）世帯の状況

稚内市の世帯数は、平成 12 年から 10 年間で約 600 世帯減少し、１世帯当たりの人員も少しずつ減少し続け、核家族化が進行しています。核家族世帯の構成比では、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」「男親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数及び１世帯あたり人員の推移（国勢調査より）

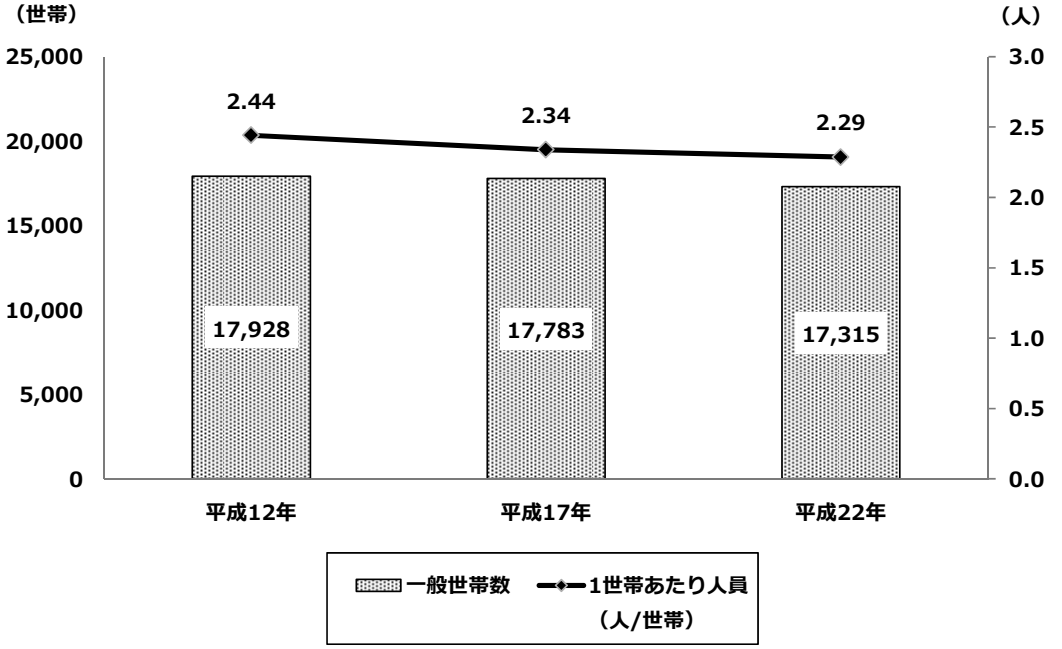


■核家族世帯の構成比（国勢調査より）

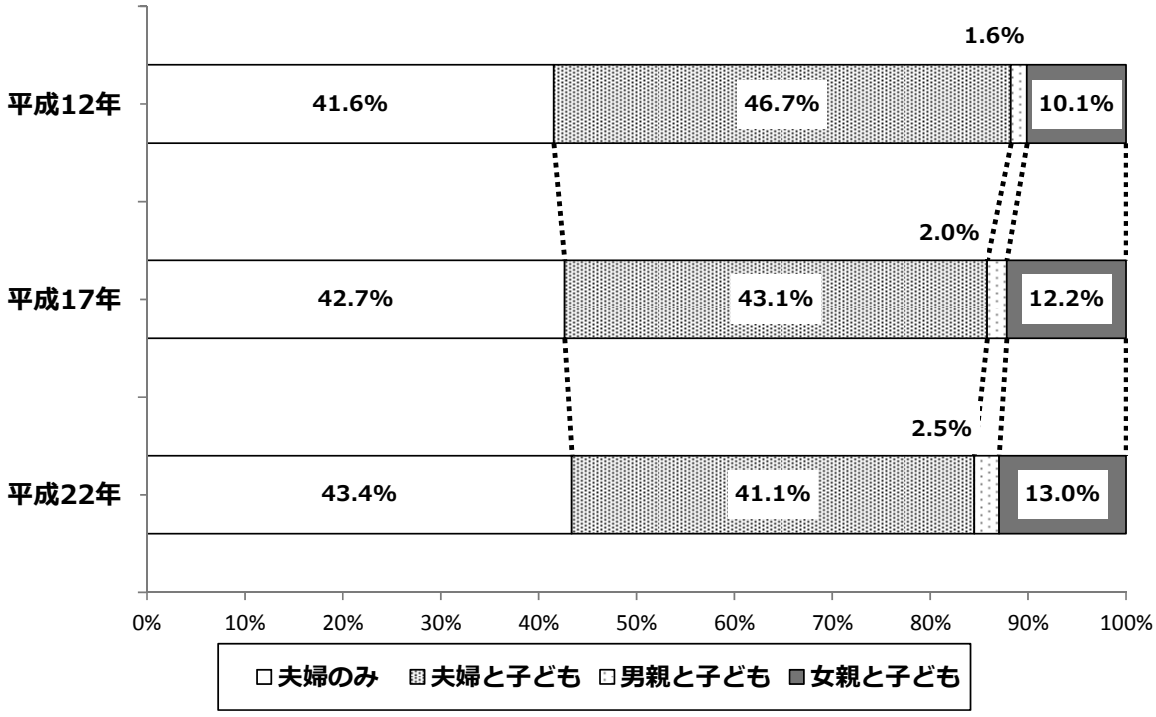

### （４）出生の状況

稚内市の出生数は、平成 16 年から 10 年間で、約 60 人減少しています。また、稚内市平均合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を上回っています。

■出生数･合計特殊出生率(稚内市統計書、人口動態保健所･市区町村別統計より)

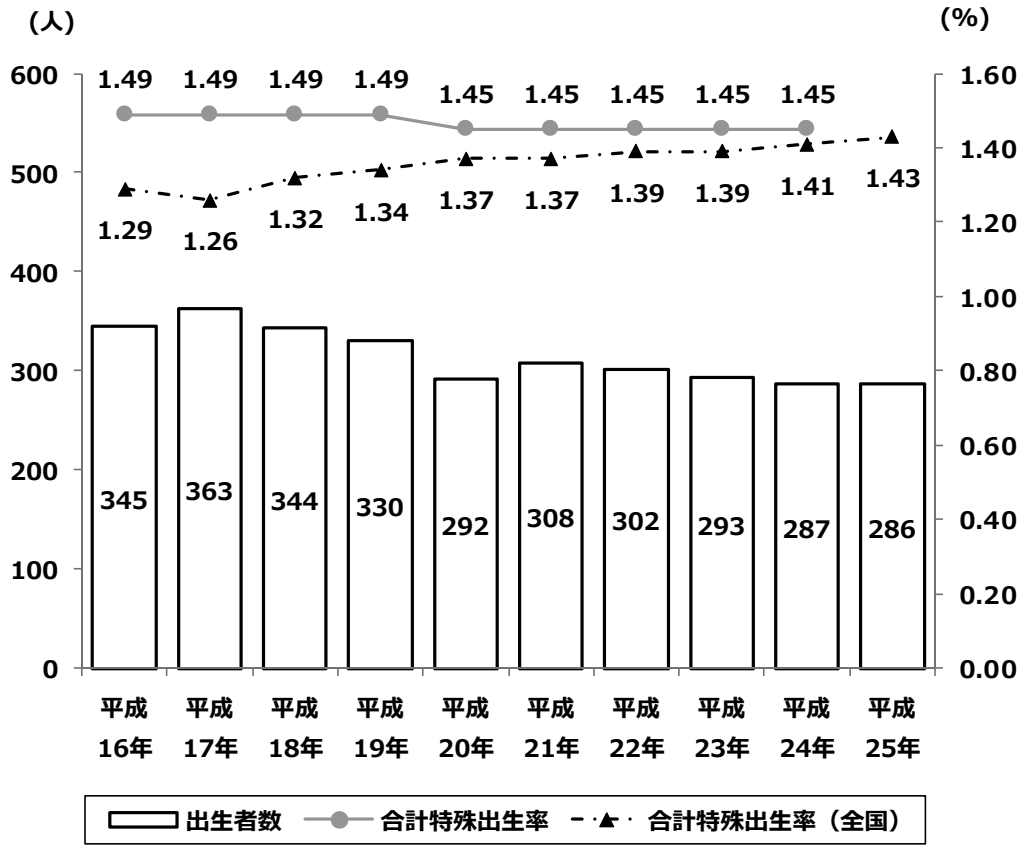


※稚内市の合計特殊出生率は、人口動態保健所・市区町村別統計より平成 15 年～平成 19 年、平成 20 年～平成 24 年のそれぞれ５年間の平均値です。

### （５）婚姻・離婚の状況

稚内市の婚姻件数、婚姻率は、全体的に減少傾向で推移し、離婚件数、離婚率は増減を繰り返しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移（稚内市調査より）

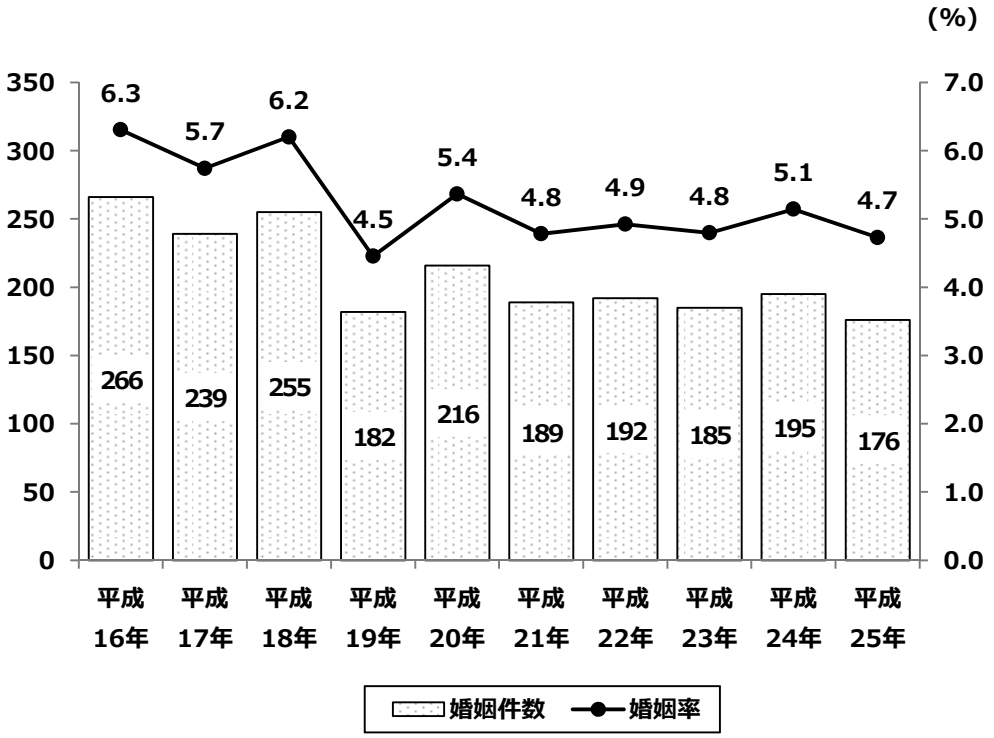


■離婚件数及び離婚率の推移（稚内市調査より）

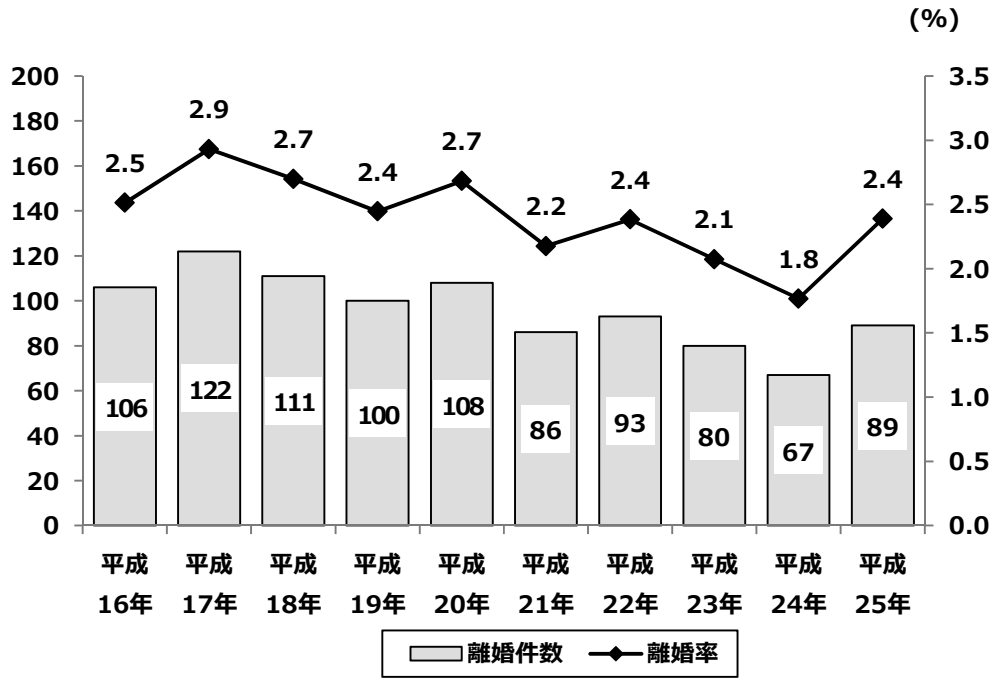

### （６）就労の状況

稚内市における年齢別労働力率をみると、女性の 20～24 歳の労働力率が上昇し、30～34 歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が厳しくなっています。また、従業上の地位をみると、男性は「正規職員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」、次に「正規職員・従業員」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率（M 字カーブ）の推移（国勢調査より）

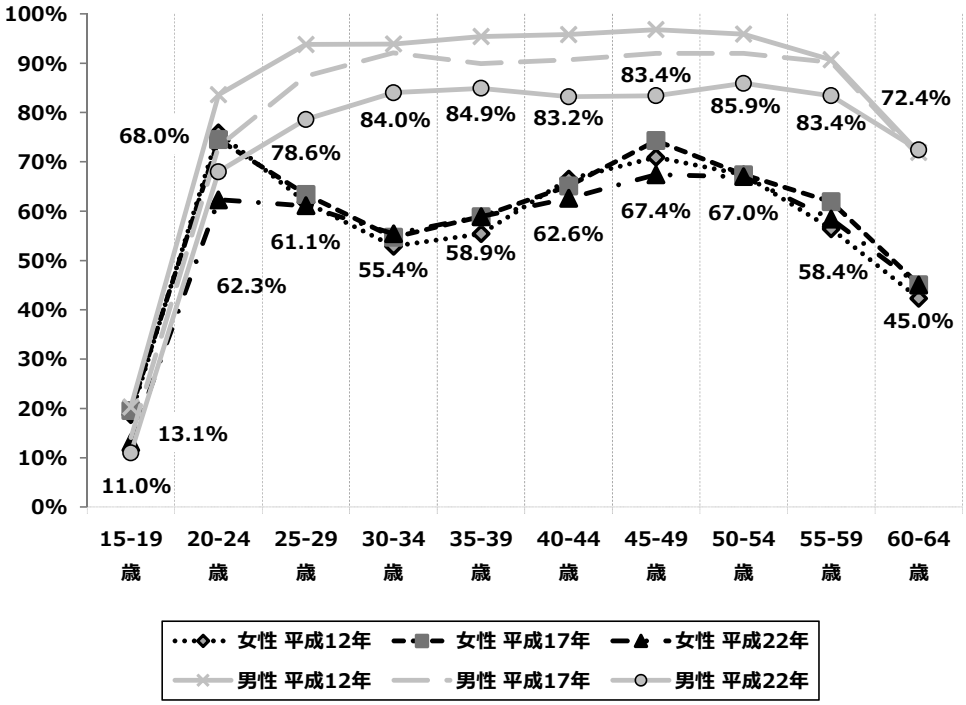


■従業上の地位別従業者の割合（平成 22 年国勢調査より）

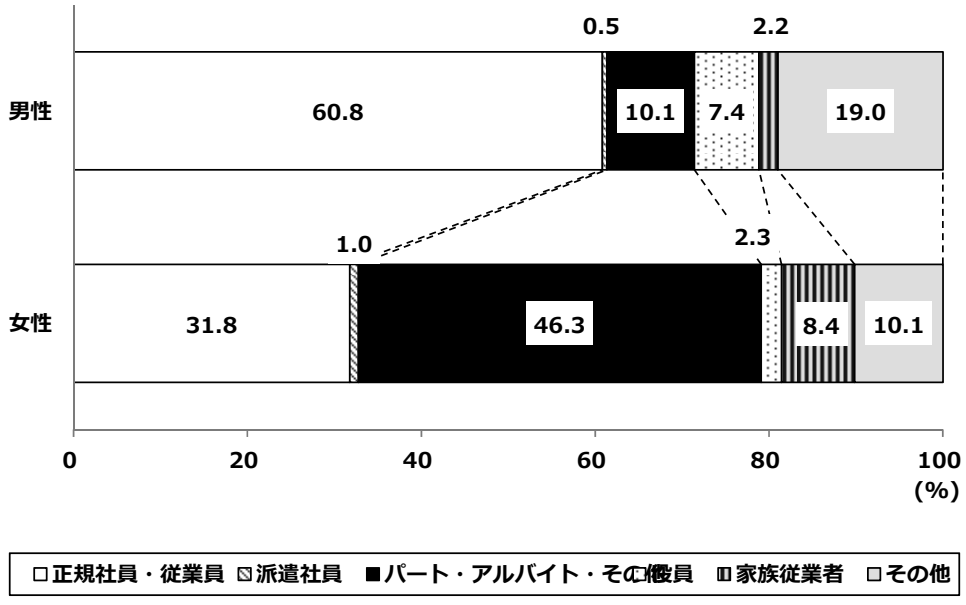

## 2　教育・保育施設の状況

### （1）利用児童数の推移

稚内市内の幼稚園の利用児童数は、平成 20 年を境に減少傾向にあります。また、平成 17 年度から私立幼稚園を運営する学校法人が保育事業に段階的に参入したことによって、保育所の利用児童数は少しずつ増加しましたが、平成 24 年度からは減少傾向が見られます。全体的には横並びではありますが、緩やかに減少傾向にあります。

■幼稚園・保育所の施設数、定員数、利用者数の推移（稚内市調査）

| | | | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園 | 施設数 | | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 定員数 | | 1,065 | 1,055 | 1,055 | 985 | 985 | 955 | 955 | 955 | 875 | 810 |
| | 利用者 | | 678 | 685 | 692 | 687 | 688 | 601 | 616 | 566 | 533 | 510 |
| | 充足率 | | 63.7 | 64.9 | 65.6 | 69.7 | 69.8 | 62.9 | 64.5 | 59.3 | 60.9 | 63.0 |
| 保育所 | 施設数 | 公立 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 私立 | – | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 定員数 | | 300 | 360 | 360 | 390 | 350 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 |
| | 利用者 | | 275 | 301 | 322 | 310 | 322 | 348 | 362 | 380 | 378 | 354 |
| | 充足率 | | 91.7 | 83.6 | 89.4 | 79.5 | 78.5 | 84.9 | 88.3 | 92.7 | 92.2 | 86.3 |

■幼稚園・保育所の利用児童数の推移（稚内市調査）

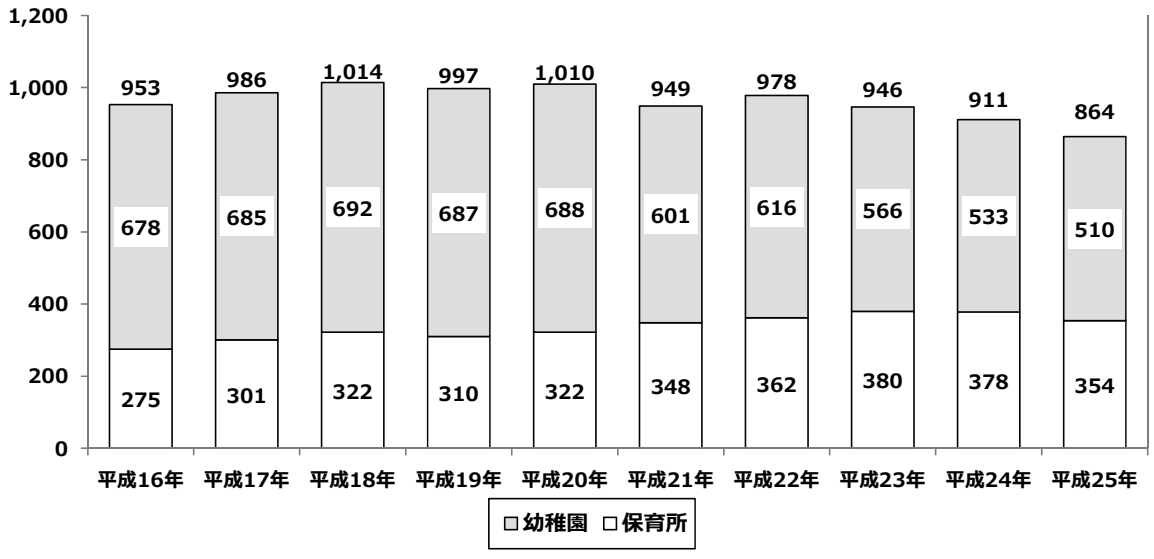

### （２）幼稚園の利用状況

稚内市内の幼稚園利用者数は、緩やかな減少傾向にあり、定員数も段階的に減少しています。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移（稚内市調査）

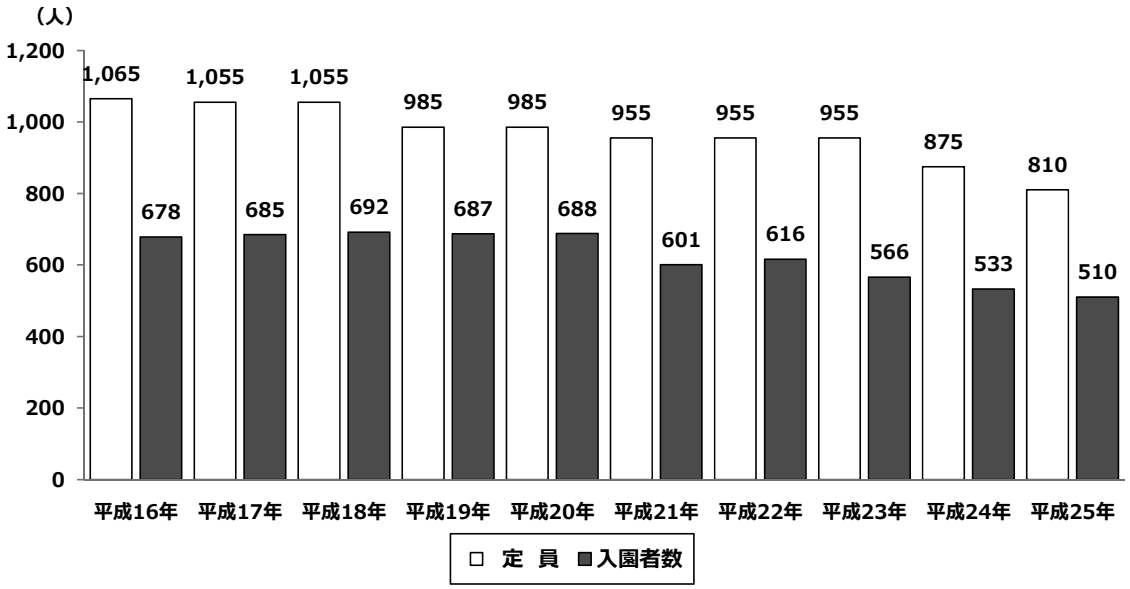


### （３）保育所の利用状況

稚内市内の保育所入所者数は、若干の増加傾向にありますが、３歳未満児の利用割合は平成21 年度以降、減少傾向にあります。

また、平成 16 年度には 300 人だった定員数は、平成 21 年度に 410 人まで増加しました。

■保育所の定員数、入所者数、３歳未満児割合の推移（稚内市調査）

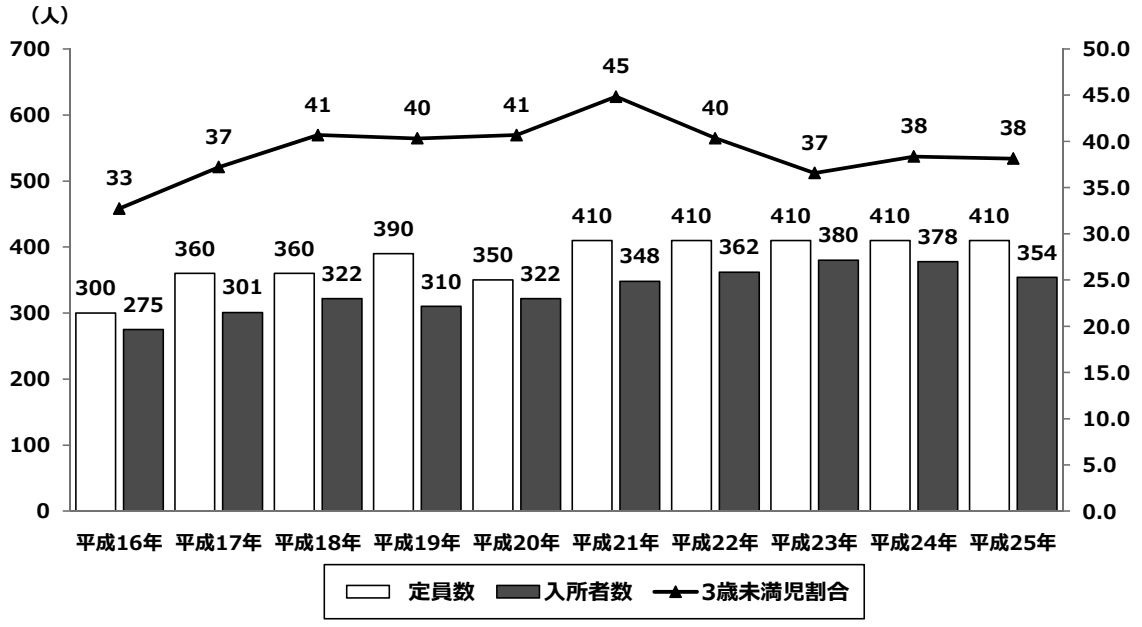

### （４）認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事が認可している認可保育所以外のものをいいます。

**実績（へき地保育所４ヶ所、事業所内保育所２ヶ所、その他１ヶ所）**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 0歳 | 4 人 | 3 人 | 5 人 | 7 人 | 1 人 |
| 1歳 | 11 人 | 7 人 | 6 人 | 10 人 | 16 人 |
| 2歳 | 8 人 | 14 人 | 12 人 | 11 人 | 11 人 |
| 3歳 | 15 人 | 22 人 | 20 人 | 12 人 | 22 人 |
| 4歳 | 26 人 | 16 人 | 16 人 | 22 人 | 18 人 |
| 5歳 | 16 人 | 23 人 | 16 人 | 17 人 | 21 人 |
| 合計 | 80 人 | 85 人 | 75 人 | 79 人 | 89 人 |

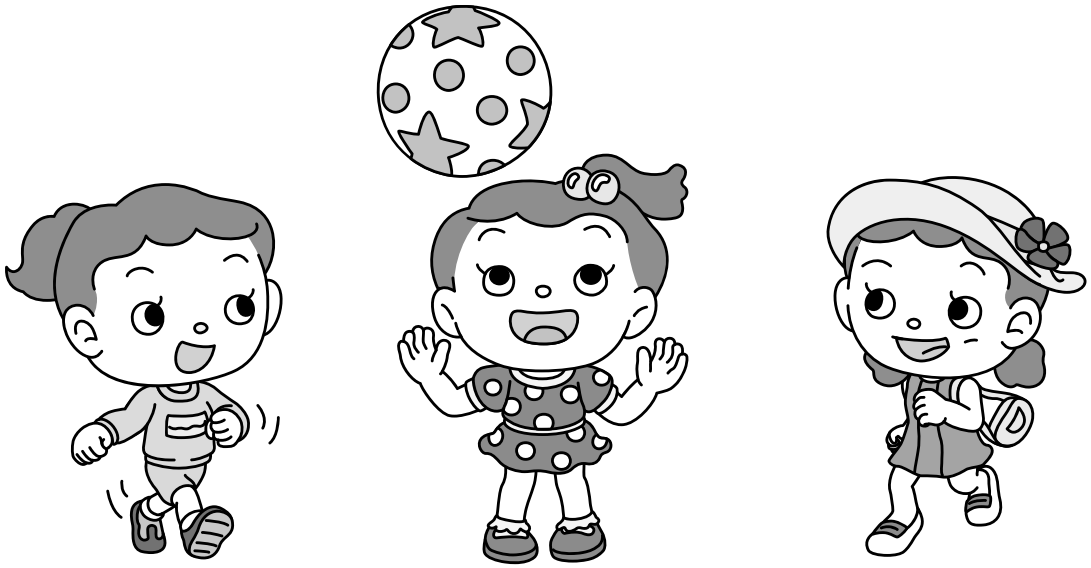

## 3　地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」により、これまで実施してきた地域子ども・子育て支援事業の実施状況をまとめました。

### （1）時間外保育事業（延長保育事業）

保育所の通常の開所時間（11 時間）を延長して保育を行っています。

【延長保育の実施状況】

**実績**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用総数 | 138 人 | 146 人 | 163 人 | 161 人 | 133 人 |
| 利用比率 | 39.7% | 40.3% | 42.9% | 42.6% | 37.6% |

### （2）放課後児童健全育成事業（学童保育）

共働き家庭など留守家庭の小学校１～３年生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

**実績**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象児童数<br>（６～８歳） | 1,050 人 | 999 人 | 988 人 | 915 人 | 924 人 |
| 【低学年】<br>利用登録者数 | 199 人 | 192 人 | 171 人 | 171 人 | 195 人 |
| 【低学年】<br>利用登録数比率 | 19.0% | 19.2% | 17.3% | 18.7% | 21.1% |

### （3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合、市が委託する里親等において子どもを一定期間（原則として７日間以内）養育する事業です。稚内市では、平成 24 年度から実施しています。

**実績**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | | | | 44 人日 | 69 人日 |

### （４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師又は保育士が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

**実績**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問家庭数 | 237 人 | 247 人 | 229 人 | 255 人 | 240 人 |
| 利用率 | 77.8% | 77.2% | 75.8% | 78.9% | 85.1% |

### （５）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。

**実績**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象児童数（０～18 歳） | 6,349 人 | 6,194 人 | 6,020 人 | 5,785 人 | 5,661 人 |
| 利用者数 | 61 人 | 59 人 | 70 人 | 59 人 | 62 人 |
| 発生率 | 1.0% | 1.0% | 1.2% | 1.0% | 1.1% |

### （６）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、就学前までの児童がいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供等を行います。

**実績**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 917 人回 | 990 人回 | 841 人回 | 850 人回 | 962 人回 |
| 利用率 | 61.6% | 69.6% | 59.7% | 62.5% | 69.0% |
| 実施箇所数 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 |

**（７）一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリーサポートセンター等による預かり【就学前】）**

保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園や保育所などで保育する事業です。

**実績（幼稚園における在園児対象型）**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 14,317 人日 | 14,363 人日 | 14,339 人日 | 15,825 人日 | 15,676 人日 |
| 利用率 | 9.2% | 9.0% | 9.7% | 11.4% | 11.8% |
| 平均利用日数 | 55.1 日 | 55.2 日 | 55.2 日 | 60.9 日 | 60.3 日 |

**実績（保育所などにおける一時預かり）**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保育所 | 597 人日 | 555 人日 | 597 人日 | 854 人日 | 573 人日 |
| ファミリー・<br>サポート・センター | 1,728 人日 | 1,229 人日 | 849 人日 | 1,119 人日 | 859 人日 |
| 合計 | 2,325 人日 | 1,784 人日 | 1,446 人日 | 1,973 人日 | 1,432 人日 |

**（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学後】）**

子育ての手助けがほしい人（お願い会員）、子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

**実績（低学年）**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 361 人日 | 523 人日 | 392 人日 | 163 人日 | 135 人日 |
| 利用率 | 1.5% | 1.0% | 1.5% | 1.3% | 1.4% |

**実績（高学年）**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 10 人日 | 0 人日 | 66 人日 | 29 人日 | 33 人日 |
| 利用率 | 0.2% | 0.0% | 0.1% | 0.4% | 0.7% |

### （9）妊婦健診事業

妊娠中の母親とおなかの赤ちゃんの健康状態などを定期的に確認するため、妊婦健康診査 14 回を公費負担します。

**実績**

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 3,880 人回 | 3,910 人回 | 3,605 人回 | 3,702 人回 | 3,643 人回 |
| 利用率 | 83.9% | 95.3% | 86.9% | 88.7% | 92.9% |

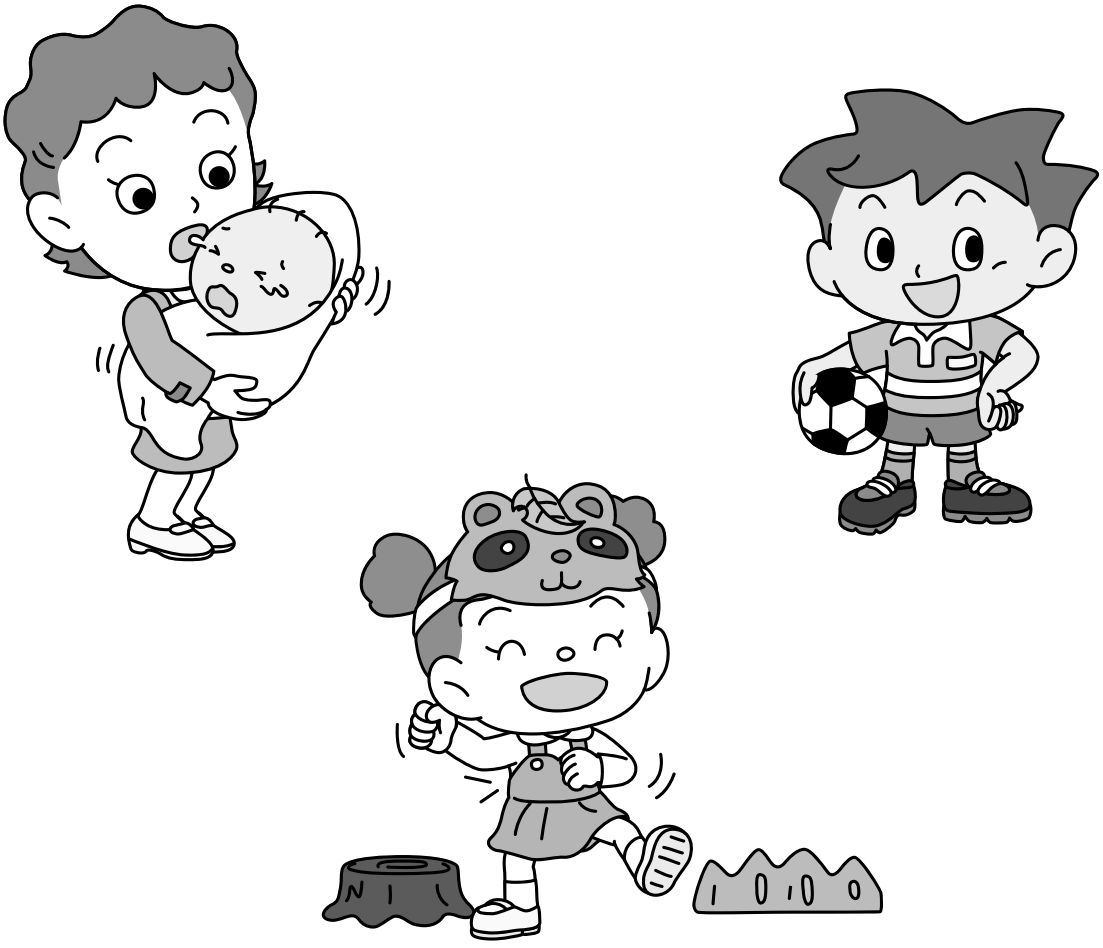

# 4　アンケート調査の結果概要

**アンケート調査の実施**

○調査対象：平成 25 年 10 月 1 日時点での稚内市住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯

○調査期間：平成 25 年 12 月 5 日～平成 25 年 12 月 19 日

○調査方法：郵送で配付、幼稚園・保育所・小学校などの各施設や郵送にて回収

○配布・回収：

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 就学前児童のいる世帯 | 1,304 票 | 696 票 | 53.4% |
| 小学生児童のいる世帯 | 1,051 票 | 535 票 | 50.9% |

※詳細は、資料編「アンケート調査集計報告書（抜粋）」参照。

## 【就学前児童調査結果】

### （1）保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が 90.9%と多数を占めています。
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 49.6%で最も多く、次いで「フルタイムで就労している」が 21.4%、「パート・アルバイト等で就労している」が 21.4%となっています。

○現在就労していない母親の今後の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望は、「1 年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」が 41.2%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が 32.2%、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 19.8%となっています。

### （2）教育・保育事業の利用について

○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 58.0%、「利用していない」が 41.8%となっています。

○利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 39.4%で最も多く、次いで「幼稚園（定期的に預かり保育を利用していない）」が 33.2%、「幼稚園（定期的に預かり保育も利用している）」が 17.1%となっています。

○今後、利用したい教育・保育事業

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「幼稚園(定期的に預かり保育も利用したい)」が 39.9%で最も多く、次いで「幼稚園（定期的に預かり保育を利用しない)」が 27.2%、「公立保育所」が 24.3%、僅差で「私立保育園」が 23.0%、「認定こども園」が 9.2%となっています。

### （3）子どもが病気やケガのときの対応について

○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

この 1 年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が 66.6%と約 7 割を占め、「なかった」は 28.7%となっています。

○そのときの対処方法

対処方法は、「母親が休んだ」が 72.1%で最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が 34.9%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 24.2%、「父親が休んだ」が 21.6%となっています。

○病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育の利用については、「利用したいとは思わない」が 54.3%、次いで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 44.7%となっています。

### （4）不定期の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業

不定期の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が 77.2%で多数を占めています。

○今後の利用意向

今後、不定期の教育・保育事業の利用について、「利用する必要はない」が 54.5%、「利用したい」が 38.5%となっています。
利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 64.2%で最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」が 58.2%、「不定期の就労」が 24.3%となっています。

### （5）小学校就学後の放課後の過ごし方

低学年では、「自宅」が 11.8%で、次いで「学童保育所」が 10.1%、「習い事」が 9.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 6.5%、「児童館」が 3.0%と続きます。
高学年では、「自宅」が 13.4%、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 8.6%、「祖父母や友人・知人宅」が 4.5%、「学童保育所」が 3.7%、「児童館」が 3.2%となっています。

### （６）子育ての実態について

○子育てについての悩み

子育ての悩みについては、「特にない」が 28.3%で最も多く、次いで「経済的な不安・負担が大きい」が 24.1%、「自分の時間を十分もてない」が 23.9%、「子どもの勉強や就学のこと」が 18.0%、「子どもとの時間を十分にもてない」が 17.1%、「育児で疲れる」が 17.0%となっています。

○子育てに関する不安や悩みの相談先

悩みの相談相手は「配偶者、祖父母」が 85.5%で最も多く、次いで「友人、知人、近所の知り合い」が 72.4%、「幼稚園、保育所、小学校の先生」が 34.3%となっています。

## 【小学生調査結果】

### （１）保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が 82.8%と多数を占めています。
母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労している」が 41.9%、「フルタイムで就労している」が 29.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 21.5%となっています。

### （２）学童保育所の利用状況について

「利用していない」が 77.7%、「利用している」が 20.6%となっています。

○学童保育所の利用意向

学童保育所を利用していない保護者のうち、「今後も利用しない」が 87.0%、「利用したい」が 9.6%となっています。
また、利用したい方の利用希望日数は、「2 日」と「5 日」が 27.3%で最も多く、次いで「3 日」と「4 日」が 13.6%、「1 日」と「6 日」が 4.5%となっています。
日曜日の希望は「ない」が 45.5%、「ある」が 22.7%となっています。

### （３）放課後の過ごし方

○小学校４年生以降の放課後の過ごし方

「クラブ活動など習いごとをさせたい」が 17.9%で最も多く、次いで「学童保育所を利用したい」が 16.6%、「放課後子ども教室を利用したい」が 12.8%となっています。
学童保育所を利用したいと回答した方に、小学何年生まで利用したいかたずねたところ、「小学 6 年生」が 52.0%で最も多く、次いで「小学 4 年生」が 26.0%、
「小学 1 年生～3 年生」が 8.0%となっています。

○放課後の過ごし方

「友人と遊んでいる」が 55.0%で最も多く、次いで「家で家族と過ごす」が 46.4%、「習いごとをしている」が 25.0%、「スポーツ少年団等に参加」が 19.3%、「家でひとり(兄弟のみ)で過ごす」が 18.7%、「児童館、学童保育所で過ごす」が 16.6%となっています。

**（4）病気やケガのときの対応について**

○子どもが病気やケガのときの対処方法

「母親が休んだ」が 59.8%で最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が 30.1%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 25.2%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が 11.0%、「父親が休んだ」が 10.5%となっています。

○病児・病後児保育の利用意向

「利用したいとは思わない」が 85.4%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 13.7%となっています。また、利用したい人に希望する日数をたずねたところ、「3 日」が 20.0%と最も多く、次いで「5 日」が 15.6%となっています。

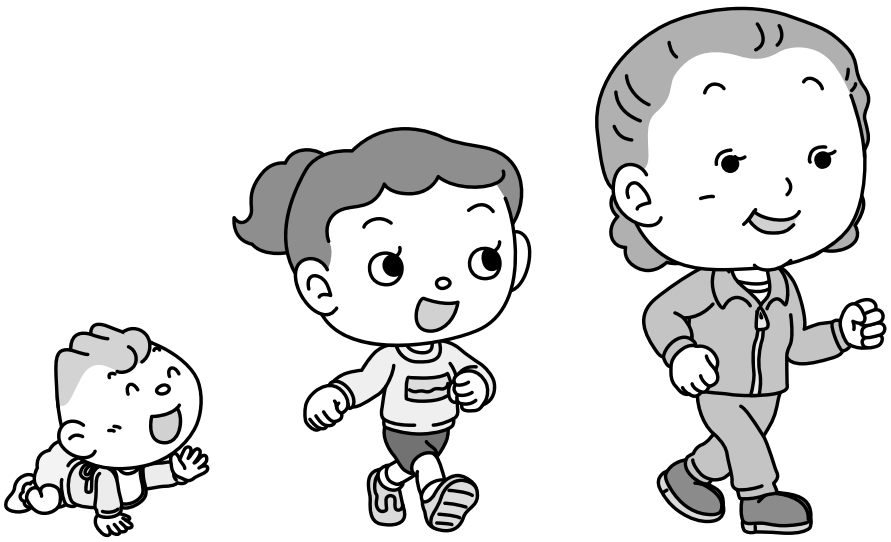

## ５　子ども・子育て支援の課題

国が示した課題をもとに、市民ニーズや意向を踏まえ、様々な子育てに関わるニーズへの対応及び問題の解決や改善にあたり、以下の課題に対する取り組みが求められています。

### □質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

○国が教育・保育に関して示す課題として、「親の働く状況に関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられること」とされています。
稚内市では、幼保一元化をいち早く取り入れ、親の働く状況に関わらず同じ施設内で教育・保育を受けることが出来る体制を整え、より柔軟な対応を可能にしてきました。ニーズ調査の結果では就学前児童の母親の半数近くが職業に従事していることから、今後は、需給バランスに配慮しながら現状の体制を維持することが求められています。そのためにも、幼稚園教諭や保育士などの確保が重要となります。

○少子化の進行に伴い、家庭や地域において他の子どもと関わる機会が減少しています。そうした中、幼稚園や保育所などにおける集団教育・保育の持つ意義は、ますます高まっています。各施設において同年齢や異年齢の子どもが主体的に関わり合う機会を確保することが重要となり教育・保育の更なる質の向上が求められています。

### □地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

○国は社会の変化と共に、子育てをする環境も変化し「核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより家庭や地域での子育て力が低下している」ことに着目し、これを改善することを課題としています。稚内市におけるニーズ調査の中でも、子育ての悩みや不安の相談先として「家族」や身近な「知人」をあげている人が多くを占めています。このことから、子育てに関する地域ぐるみの多様な取り組みや利用者への育児情報提供・助言に対応することが求められています。

○稚内市のニーズ調査では、就学後に就労する母親の割合やひとり親家庭等も増加の傾向にあります。保育所等における定期的な保育の利用のみでなく、子どもの安全な居場所を確保するためにも一時預かりや身近な地域での子育て支援サービス、学童保育所等、地域のニーズに応じた子育て支援が求められています。

### □地域のニーズに合った保育の提供

○国は本計画の課題として、都市部を中心とした保育所の待機児童が存在する一方、子どもの減少で保育施設の統廃合が進み、近くで保育の場がなくなった地域もあることを挙げています。稚内市においても、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援するため、身近な地域での保育機関の確保が必要とされています。

# 第４章　提供区域の設定

## １　提供区域の考え方

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

## ２　提供区域の設定

### （１）稚内市における教育・保育提供区域

| 事業区分 | 区域設定 | 考え方 |
|---|---|---|
| １号認定（3～5 歳） | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| ２号認定（3～5 歳） | | |
| ３号認定（0 歳） | | |
| ３号認定（1～2 歳） | | |

※ 認定：新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は認定を受ける必要があります。

① １号認定：満３ 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
② ２号認定：満３ 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
③ ３号認定：満３ 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

※ ２・３号認定については市町村が、保育の必要性の認定を行います。

## （2）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

| 11 事業 | 提供区域 | 考え方 |
|---|---|---|
| **利用者支援支援事業【新規】**<br>子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業 | 市内全域 | 需要や社会状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **時間外保育事業**<br><延長保育事業> | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **放課後児童健全育成事業**<br><学童保育> | 市内全域 | 小学校区を基本としつつ、より柔軟な事業実施が可能となる区域として、稚内市内全域とする。 |
| **子育て短期支援事業**<br><ショートステイ> | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **乳児家庭全戸訪問事業**<br><こんにちは赤ちゃん事業> | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業** | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **地域子育て支援拠点事業**<br><子育て支援センター> | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **一時預かり事業**<br><幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等による預かり【就学前】> | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **病児・病後児保育事業** | 市内全域 | 需要や社会状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **子育て援助活動支援事業**<br><ファミリー・サポート・センター【就学後】> | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |
| **妊婦健診事業** | 市内全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、稚内市内全域とする。 |

# 第５章　教育・保育施設の充実

教育・保育事業の充実を図るため、計画期間内における量の見込みを定め、それに対する提供体制の確保策と実施時期を設定します。

## １　量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケート調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

稚内市では、地域の子どもが必要な教育・保育を効果的、効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、計画期間内における量の見込みを設定します。

## ２　提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査により把握する利用希望を踏まえ、提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### （１）１号認定、２号認定（3 歳以上、幼稚園等を利用希望）

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　必要利用定員総数 | 475 人 | 466 人 | 446 人 | 439 人 | 415 人 |
| 　１号認定 | 333 人 | 326 人 | 312 人 | 307 人 | 291 人 |
| 　２号認定 | 142 人 | 140 人 | 134 人 | 132 人 | 124 人 |
| 2　確保の内容 | 537 人 | 537 人 | 537 人 | 537 人 | 537 人 |
| 　特定教育・保育施設 | 537 人 | 537 人 | 537 人 | 537 人 | 537 人 |
| 　確認を受けない幼稚園 | － | － | － | － | － |
| 過不足（2 - 1） | 62 人 | 71 人 | 91 人 | 98 人 | 122 人 |

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝稚内市が施設型給付の対象となることを確認する施設「幼稚園・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

### （２）２号認定（3 歳以上、保育所等を利用希望）

**■量の見込み**

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　必要利用定員総数 | | 286 人 | 303 人 | 316 人 | 338 人 | 347 人 |
| 2　確保の内容 | | 314 人 | 314 人 | 338 人 | 347 人 | 347 人 |
| | 特定教育・保育施設 | 254 人 | 254 人 | 278 人 | 287 人 | 287 人 |
| | 認可外保育施設 | 60 人 | 60 人 | 60 人 | 60 人 | 60 人 |
| 過不足（2-1） | | 28 人 | 11 人 | 22 人 | 9 人 | 0 人 |

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

**■確保の方策**

状況に応じて各保育所の定員を調整します。

### （３）3 号認定

#### ①（０歳、保育所等を利用希望）

**■量の見込み**

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　必要利用定員総数（保育利用率） | | 35 人（12%） | 33 人（12%） | 35 人（12%） | 28 人（12%） | 27 人（12%） |
| 2　確保の内容 | | 30 人 | 35 人 | 35 人 | 35 人 | 35 人 |
| | 特定教育・保育施設 | 30 人 | 30 人 | 30 人 | 30 人 | 30 人 |
| | 地域型保育事業 | 0 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 |
| | 認可外保育施設 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 過不足（2-1） | | ▲5 人 | 2 人 | 0 人 | 7 人 | 8 人 |

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

**■確保の方策**

地域型保育事業等において確保策を検討します。

#### ②（１・２歳、保育所等を利用希望）

**■量の見込み**

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　必要利用定員総数（保育利用率） | | 138 人（24%） | 136 人（24%） | 133 人（24%） | 133 人（24%） | 127 人（24%） |
| 2　確保の内容 | | 136 人 | 136 人 | 136 人 | 136 人 | 136 人 |
| | 特定教育・保育施設 | 126 人 | 126 人 | 126 人 | 126 人 | 126 人 |
| | 地域型保育事業 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 認可外保育施設 | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 |
| 過不足（2-1） | | ▲2 人 | 0 人 | 3 人 | 3 人 | 9 人 |

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

## ３　教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

国の指針では教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）の一体的な環境の整備が推進されています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第１に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受け入れ体制づくりをします。

**（１）　認定こども園の特徴**

①就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。

②保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。

③保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。

④０～５歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つことができます。

⑤園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

**（２）　認定こども園の取り扱いについて**

**（ア）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性**

〇幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。

〇子どもの最善の利益を保障する観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。

〇幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、質の高い幼児期の教育と保育を一体的に行う施設です。

〇環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の５つの領域から構成します。

**（イ）小学校教育との円滑な接続**

〇子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。

〇小学校との連携はもとより他の地域の幼稚園、保育所、認定こども園との連携を図ります。

**（ウ）幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項**

〇保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の連続性やリズムの多様性に配慮した教育・保育を実施します。

〇満３歳以上の子どもについては、満３歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもと関わる活動を、子どもの発達状況にあわせて設定します。

## ４　教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた改善に努めます。

## ５　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

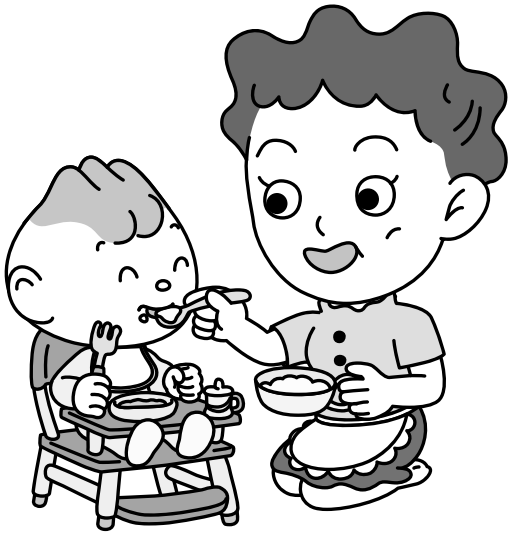

# 第６章　地域子ども・子育て支援事業の充実

## １　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、量の見込みを定め提供体制の確保策と実施時期を設定します。

### （１）利用者支援事業【新規】

子どもや保護者が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

〇総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

〇地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施予定か所数 | － | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |

**■確保の方策**

事業の必要性を踏まえ、できるだけ早い時期に実施できるよう検討します。

### （２）時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて、最長で午後７時までの保育を実施しています。

［対象年齢］０～５歳（乳幼児～就学前まで）

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 187 人 | 192 人 | 197 人 | 203 人 | 204 人 |
| 確保の方策 | 187 人 | 192 人 | 197 人 | 203 人 | 204 人 |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

## （３）放課後児童健全育成事業（学童保育）

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

［対象年齢］６～11 歳（小学生）

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　量の見込み | 216 人 | 209 人 | 215 人 | 214 人 | 220 人 |
| 【低学年】 | 185 人 | 179 人 | 184 人 | 183 人 | 188 人 |
| 【高学年】 | 31 人 | 30 人 | 31 人 | 31 人 | 32 人 |
| 2　確保の方策 | 165 人 | 195 人 | 225 人 | 225 人 | 225 人 |
| 過不足（２-１） | ▲51 人 | ▲9 人 | 10 人 | 11 人 | 5 人 |

**■確保の方策**

中期的な需要を踏まえ、既存の公共施設の有効活用や民間施設の活用なども積極的に行い、提供体制の確保に努めます。

## （４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合、市が委託する里親等において子どもを一定期間（原則として７日間以内）養育する事業です。

［対象年齢］０～11 歳（乳幼児～小学生まで）

［単位］延べ利用者数（年間）人日／年

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 56 人日 | 56 人日 | 56 人日 | 56 人日 | 56 人日 |
| 確保の方策 | 56 人日 | 56 人日 | 56 人日 | 56 人日 | 56 人日 |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

## （５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師又は保育士が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]０歳（乳児）

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 289 人 | 273 人 | 291 人 | 236 人 | 228 人 |
| 確保の方策 | 【実施機関】稚内市健康推進課 | | | | |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

## （６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。

[対象者] 要保護児童、要支援児童、特定妊婦（注）

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 58 人 | 57 人 | 57 人 | 55 人 | 54 人 |
| 確保の方策 | 【実施機関】稚内市健康推進課、稚内市こども課 | | | | |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

（注）

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

## （７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、就学前までの児童のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢]0～５歳（乳幼児～就学前まで）

[単位]延べ利用者数（月）人回／月

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 1,035 人回 | 1,015 人回 | 1,017 人回 | 949 人回 | 893 人回 |
| 確保の方策 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 | 3 か所 |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

## （８）一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等による預かり【就学前】）

保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園や保育所などで保育する事業です。

[対象年齢] ①幼稚園における在園児対象型　満３～５歳（就学前まで）

②保育所等における一時預かり　０～５歳（乳児～就学前まで）

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

**①幼稚園における在園児対象型**

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（１号認定及び２号認定） | 12,480 人日 | 12,220 人日 | 11,700 人日 | 11,700 人日 | 10,920 人日 |
| 確保の方策 | 12,480 人日 | 12,220 人日 | 11,700 人日 | 11,700 人日 | 10,920 人日 |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

**②保育所などにおける一時預かり**

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 1,713 人日 | 1,705 人日 | 1,697 人日 | 1,661 人日 | 1,599 人日 |
| 保育所 | 628 人日 | 625 人日 | 622 人日 | 609 人日 | 586 人日 |
| ファミリー・サポート・センター | 1,085 人日 | 1,080 人日 | 1,075 人日 | 1,052 人日 | 1,013 人日 |
| 確保の方策 | 1,713 人日 | 1,705 人日 | 1,697 人日 | 1,661 人日 | 1,599 人日 |
| 保育所 | 628 人日 | 625 人日 | 622 人日 | 609 人日 | 586 人日 |
| ファミリー・サポート・センター | 1,085 人日 | 1,080 人日 | 1,075 人日 | 1,052 人日 | 1,013 人日 |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

## （９）病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢]０～５歳（乳児～就学前まで）

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 227 人日 | 226 人日 | 225 人日 | 220 人日 | 212 人日 |
| 確保の方策 | － | 226 人日 | 225 人日 | 220 人日 | 212 人日 |

**■確保の方策**

関連機関と協議のうえ、実施に向けて検討します。

### （10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学後】）

子育ての手助けがほしい人（おねがい会員）、子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢]６～11 歳（小学生）

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

**■量の見込み（低学年）**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 285 人日 | 270 人日 | 273 人日 | 266 人日 | 269 人日 |
| 確保の方策 | 285 人日 | 270 人日 | 273 人日 | 266 人日 | 269 人日 |

**■量の見込み（高学年）**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 43 人日 | 43 人日 | 41 人日 | 39 人日 | 37 人日 |
| 確保の方策 | 43 人日 | 43 人日 | 41 人日 | 39 人日 | 37 人日 |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

### （11）妊婦健診事業

妊娠中の母親とおなかの赤ちゃんの健康状態などを定期的に確認するため、妊婦健康診査 14 回を公費負担する事業です。

[単位]延べ利用回数（年間）人回／年

**■量の見込み**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 量の見込み | 4,060 人回 | 3,934 人回 | 3,948 人回 | 3,696 人回 | 3,248 人回 |
| 確保の方策 | 【実施機関】稚内市健康推進課 | | | | |

**■確保の方策**

現状に引き続き実施します。

### （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育施設の通園に必要となる「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業です。

**■確保の方策**

事業の導入については、国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。

### （13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

**■確保の方策**

地域ニーズに即した保育事業を進めるため、新規参入者が円滑に事業を実施できるよう支援を行います。

## 2　地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、地域子ども・子育て支援事業の量のみならず、質の向上を図ります。そのために、幼稚園、保育所、認定子ども園等の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者と、地域子ども・子育て支援事業との相互の連携を取りながら、子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりを推進します。

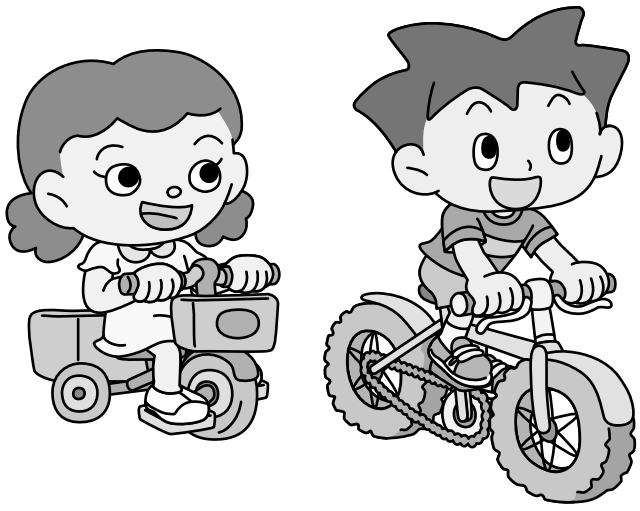

# 第７章 子ども・子育て支援関連施策の推進

## １　地域における子育て支援

### （１）地域における子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

### （２）子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。

### （３）子どもの健全育成

#### （ア）児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、放課後や週末等に地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

#### （イ）放課後子ども総合プラン

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、国が定める「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を推進します。

### （４）地域における人材活用

子ども・子育て支援新制度では、保育所や幼稚園における子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が必要なことから、高齢者、育児経験豊かな主婦等の地域人材を効果的に活用していきます。

また、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。

## ２　母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図ります。

### （１）切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導、予防接種等の充実に努めます。特に、親の育児不安の解消等を図るため、こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援を実施します。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取り組みを進めます。

さらに、妊婦やその家族に対する出産準備教育や相談の場の提供や産後・育児期の支援の充実を図ります。

### （２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や性、不健康やせ等の思春期における課題は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題であり、その重要性を認識し保健対策の充実等を進めることが必要です。児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、児童生徒の心のケアを進める相談体制の充実や性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し子どもの行動を受け止めるなど地域づくりを進めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めていきます。

### （３）食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、体験活動の取り組みを進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

### （４）小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保及び小児救急医療について、関係機関との連携の下、医療体制の充実に取り組みます。

## ３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### （１）次代の親の育成

男女で協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解することは、次代の親となる中高生にとってはとても大切なことです。子育てについての学習の場や乳幼児とふれあえる機会を提供し、子育てに関する知識の普及や子どもに対する愛着の醸成に努めます。

### （２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境の整備に努めます。

#### （ア）確かな学力の定着

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが必要です。そのため、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

#### （イ）豊かな心の育成

豊かな心を育むため、道徳教育の指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、多様な体験活動や子どもの読書活動を推進します。また、いじめ、暴力行為、不登校等に対応するために、教育相談所や適応指導教室等による相談体制の強化や学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等を推進します。

#### （ウ）健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させます。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

#### （エ）信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、地域ぐるみで子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

### （３）家庭や地域の教育力の向上

家庭・学校・地域が連携して、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

#### （ア）豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

各家庭における教育の自主性を尊重しつつ、地域や学校とのつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、家庭教育支援を強化していきます。

#### （イ）地域の教育力の向上

子ども自らが課題を見つけ主体的に判断し問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を育むことが重要です。このために、家庭、学校及び地域が連携し、様々な活動に大人と子どもが一緒に取り組む機会を充実させ、地域の教育力の向上を目指します。

#### （ウ）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

近年、インターネット等のメディア上における有害情報の配信や、携帯端末機などを利用したネット上でのいじめやコミュニティサイト等に起因する事件、更に長時間の利用による生活リズムの乱れが社会問題化しております。

こうしたトラブルから未然に子ども達を守る体制整備が必要であり、関係機関が連携し、インターネットを適切かつ安全に利用できる環境づくりを進めるため、子どもや保護者への学習機会の提供に取り組みます。

また、携帯ゲーム機やスマートフォン等の普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方が課題となっていることから、過度のメディア接触による発達への影響やネット依存の問題などについて、意識啓発を推進します。

## ４　子育てを支援する生活環境の整備

### （１）良質な住宅の確保

国が定める住生活基本計画に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みの推進及び子育て支援サービスを受けられる住宅等の供給を行います。

また、子育て世帯の居住の安定確保を図るため、小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組みます。

### （２）良好な居住環境の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザインの導入を推進していきます。

### （３）安全な道路交通環境の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進します。

また、生活道路等においては、歩行者や自動車が安全に通行できるよう道路環境の向上を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

### （４）安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。特に、公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる環境の整備を推進します。

### （５）安全・安心なまちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行います。

## ５　職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。それには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実感できる環境づくりが重要です。

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた情報提供に努めるほか、男女双方が職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努めます。

また、企業等民間団体に対しても、男女雇用機会均等法などの法令遵守・労働環境の整備に向けた理解と協力を求めます。

さらに、保育サービスや放課後児童健全育成事業等の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

## ６　結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

住民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進が必要なことから、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行っていきます。

## 7　子どもの安全の確保

### （1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

### （2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭・学校・地域が一体となって防犯活動を推進するとともに、各種相談窓口が情報を共有してネットワーク化を図り、関係機関・団体等との連携をより一層強化するとともに、子ども達が犯罪被害に遭わないよう被害防止教育を実施します。

### （3）被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

## 8　要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

### （1）児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や民生児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

#### （ア）関係機関との連携及び相談体制の強化

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取り組み及び機能の強化が必要です。

また、要保護児童等への組織的な対応及び適切な評価を確保するため、要保護児童対策調整機関等に専門性を有する職員の配置等、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護の実施が適当と判断した場合や専門性や権限を要する場合には、児童相談所への通知を行うほか、適切に援助を求め、児童虐待による重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

### （イ）発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

また、児童福祉、母子保健関係部署が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関等と効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見のため、通告の義務等について必要な広報その他啓発活動に努めるとともに、地域資源や民生児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

## （２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援は、母子家庭等対策総合支援事業、保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び北海道母子家庭等自立促進計画の定めるところにより、総合的な自立支援を推進します。

## （３）障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診断等の実施を推進します。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要です。就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図ります。

さらに、障がいのある子どもには、状態に応じて可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、幼稚園教諭や保育士等子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのため、乳幼児期から保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ります。

# 第８章　計画の推進体制

## １　関係機関等との連携

子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関等と連携して取り組みます。

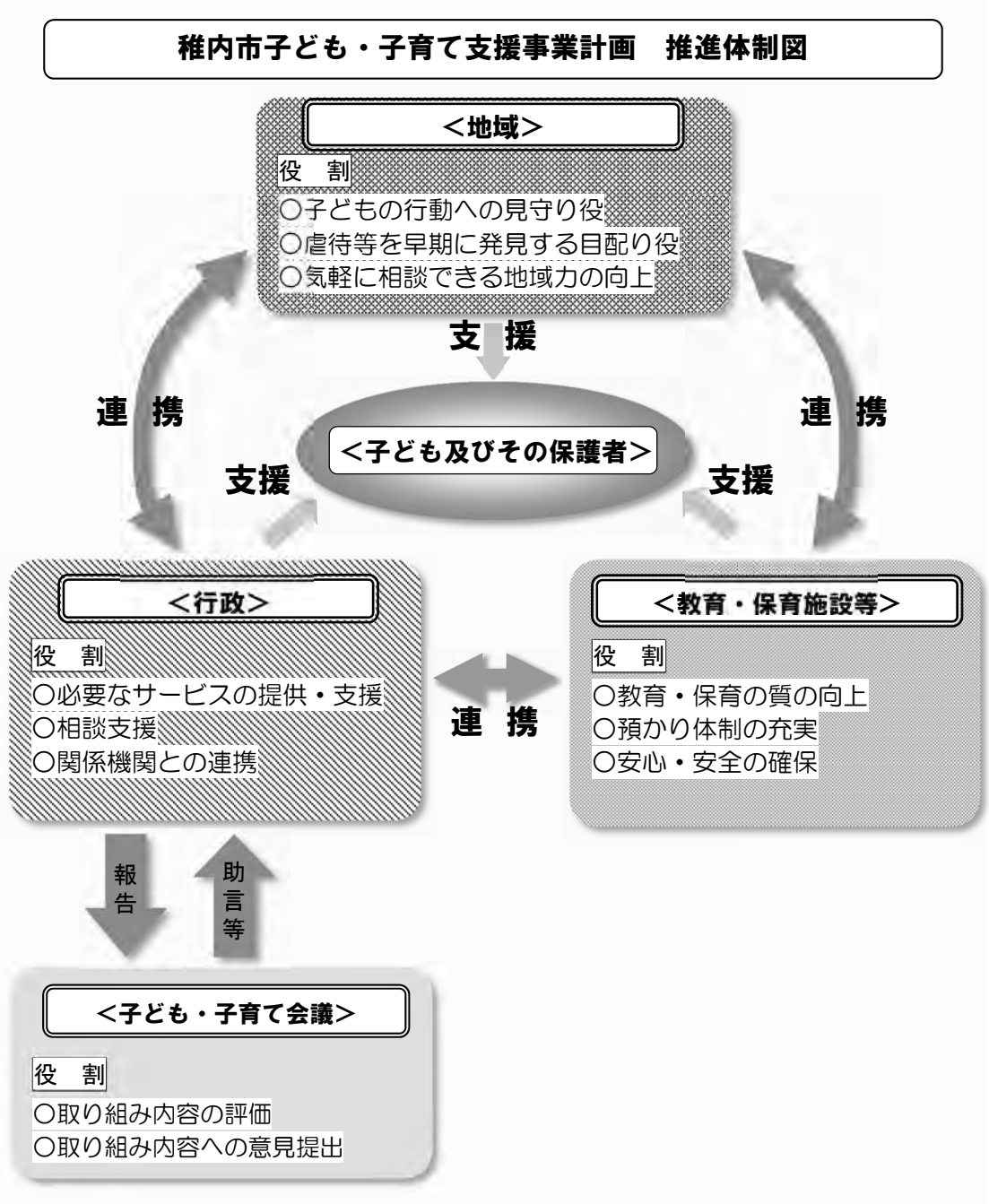

## ２　役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、基本的な指針を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

稚内市は、子ども・子育て支援法に基づき「稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進します。

### （１）家庭の役割

子育てとは本来、子どもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。子ども・子育て支援法に基づく基本指針第十三に記載されているように、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有します。

### （２）地域の役割

地域全体で子どもの行動を見守ることは、子どもの危険を回避することや子どもの虐待等の早期発見にもつながります。

また、子育てをする保護者が孤立することなく、安心して子育てができ、気軽に相談できる地域づくりを推進します。

### （３）教育・保育施設等の役割

教育・保育施設等は、子どもの健やかな成長と生きる力を養う場であり、教育・保育の質の向上、預かり体制の充実、安心・安全の確保を推進します。

### （４）行政の役割

稚内市では、すべての子どもの健やかな成長のために必要な教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ、計画的に提供します。

また、これらの支援を円滑に利用できるよう、相談支援等の必要な援助とともに、関係機関との連携を図ります。

### （５）子ども・子育て会議の役割

稚内市の子ども・子育て支援事業に関して、取り組み内容の評価及び意見の提出を通じて、計画の着実な推進を図ります。

## 3　計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し実効性を確保するため、計画目標をもとに進捗状況を子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め計画の着実な推進を図ります。また、ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図り住民意見を反映した事業を推進します。

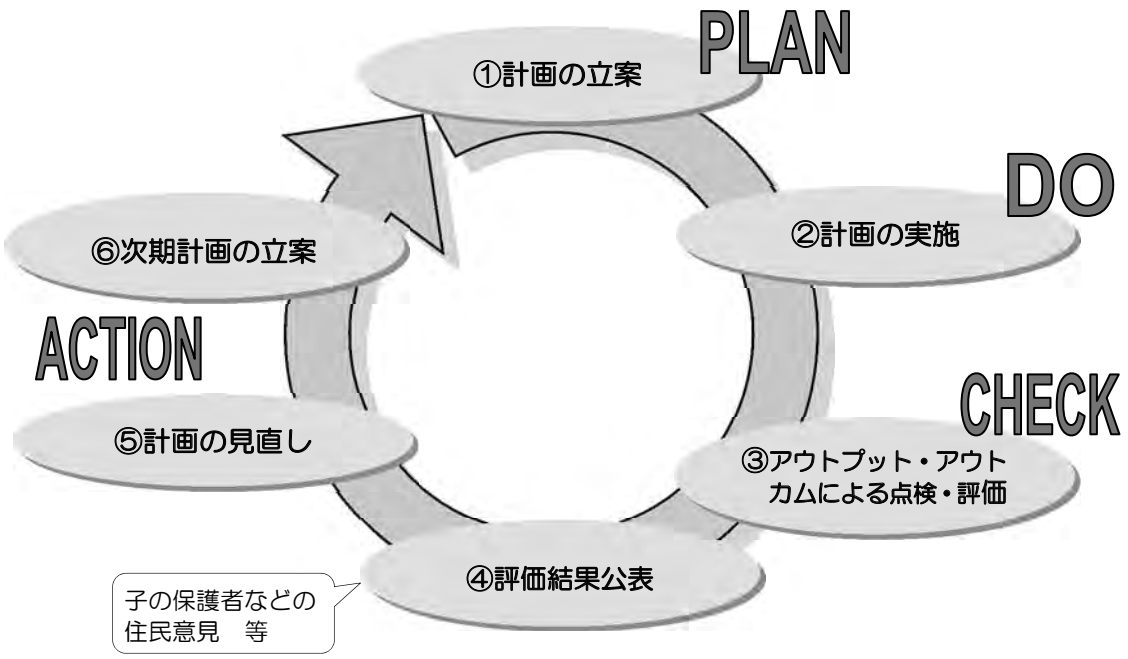

# 資料編

資料１　アンケート調査集計報告書（抜粋）

資料２　計画策定の経緯

資料３　用語解説

**資料１　アンケート調査集計報告書（抜粋）**

# Ⅰ　調査概要

## Ⅰ－１　調査の目的

本市では国の制度改正にあわせて「稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本アンケート調査は、計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

## Ⅰ－２　調査の概要

○調査対象：１．就学前児童のいる世帯　　1,304 世帯
　　２．小学生児童のいる世帯　　1,051 世帯
○調査期間：平成 25 年 12 月５日～12 月 19 日
○調査方法：郵送で配布、幼稚園・保育所・小学校などの各施設や郵送にて回収
○配布・回収状況

| 種別 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 就学前児童 | 1,304 票 | 696 票 | 53.4% |
| 小学生 | 1,051 票 | 535 票 | 50.9% |

## Ⅰ－３　この報告書の見方

この報告書の分析結果を読む際の留意点は以下のとおりです。
○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
○「ｎ」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
○百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第２位以下を四捨五入し、小数点第１位までを表記します。このため、全ての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が 100%を超えることがあります。
○図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。

# Ⅱ　就学前児童調査結果

## Ⅱ－１　お住まいの地区について

### １　居住地区

問1　お住まいの地区としてあてはまる答えの番号1つに○をつけてください。

「南中学校の校区」が 30.7%で最も多く、次いで「潮見が丘中学校の校区」が 23.1%、「東中学校の校区」が 22.0%、「稚内中学校の校区」が 13.5%となっています。

n =696

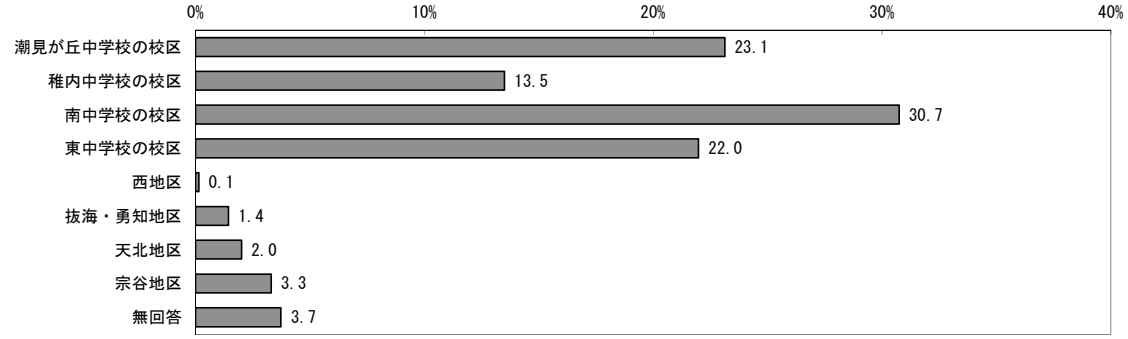


## Ⅱ－２　お子さんとご家族の状況について

### １　子どもの年齢

問2　あて名のお子さんの生年月をご記入ください。

「1 歳(24.04-25.03)」が 19.7%、「3 歳(22.04-23.03)」及び「5 歳(20.04-21.03)」が 15.2%、「2 歳(23.04-24.03)」が 14.4%、「4 歳(21.04-22.03)」が 13.6%、「6 歳(19.04-20.03)」が 11.5%、「0 歳(25.04-26.03)」が 9.9%となっています。

n =696

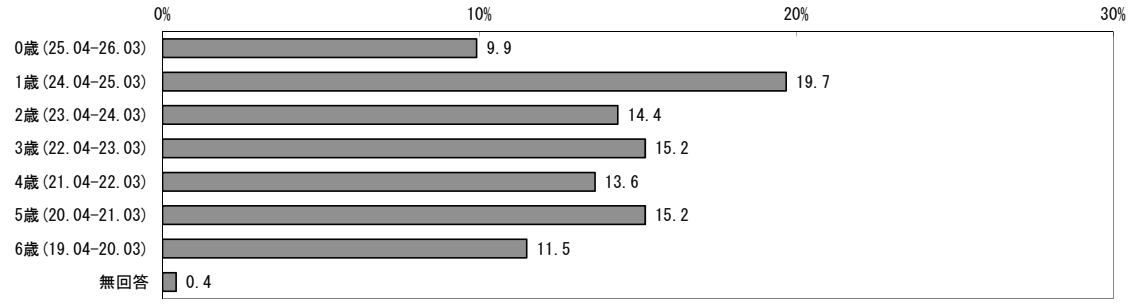

## Ⅱ－３　保護者の就労状況について

### １　保護者の就労状況

問8　あて名のお子さんのご両親の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が 90.9%と多数を占めています。
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 49.6%で最も多く、次いで「フルタイムで就労している」及び「パート・アルバイト等で就労している」が 21.4%となっています。

父親の就労状況

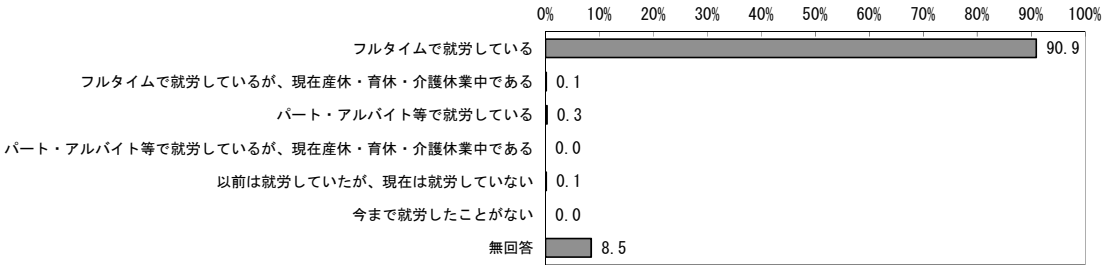


母親の就労状況

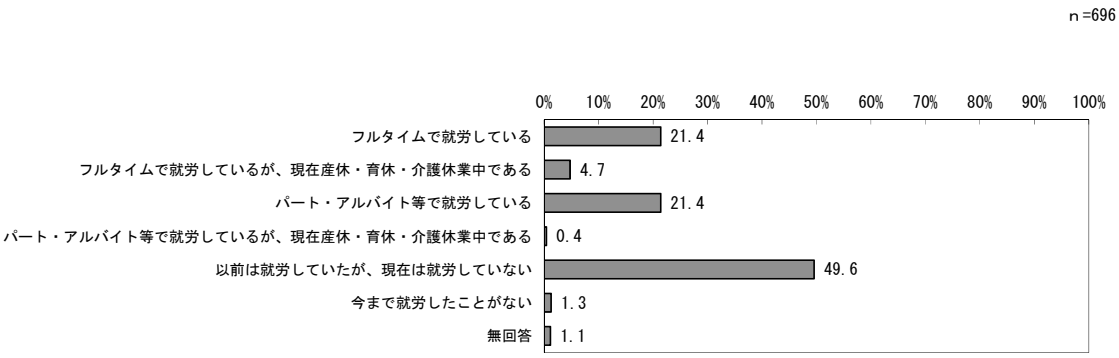

## ２　現在就労していない方の今後の就労希望

問8-2　問8で「就労していない」「就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。
今後の就労についての希望をお聞かせください。

父親の今後の就労希望は、「すぐにでも、もしくは一年以内に就労したい」が 100.0%となっています。
母親の今後の就労希望は、「１年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」が 41.2%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が 32.2%、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が 19.8%となっています。また、「1 年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」と回答した方の一番下の子どもの希望年齢は、「3 歳」が 30.1%で最も多く、次いで「7 歳以上」は 24.7%、「6 歳」が 15.8%などとなっています。

父親の今後の就労希望

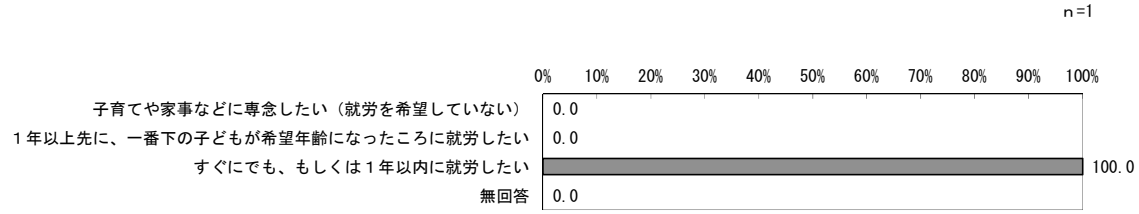


母親の今後の就労希望

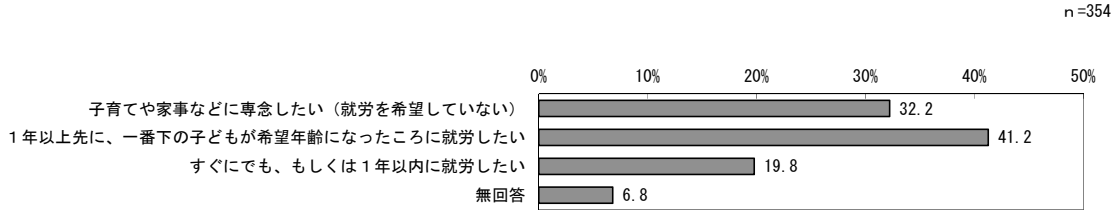


一番下の子どもの希望年齢

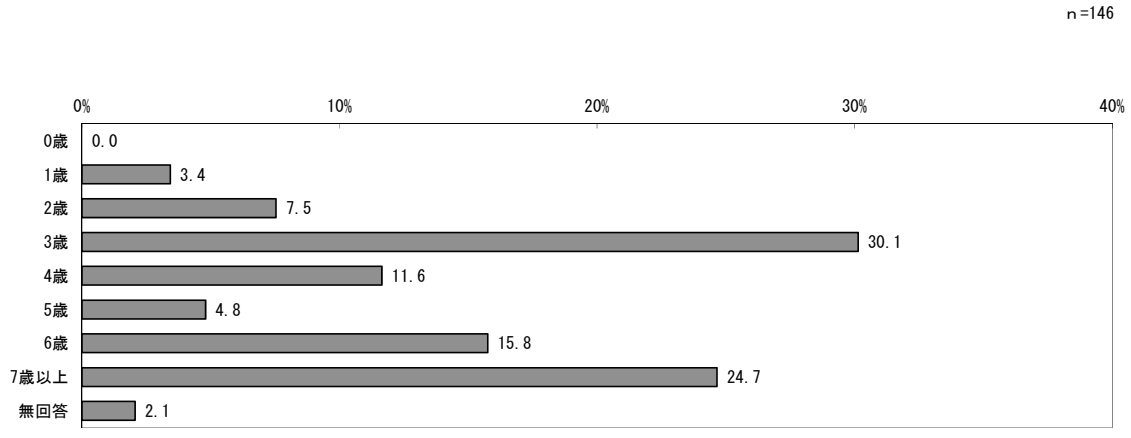

## Ⅱ－４　平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### １　定期的な教育・保育の事業の利用

問9　あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「利用している」が 58.0%、「利用していない」が 41.8%となっています。

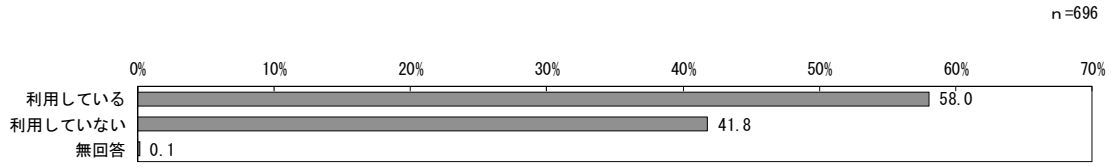


### ２　定期的な教育・保育の事業の利用

問9-1　問9で「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「認可保育所」が 39.4%で最も多く、次いで「幼稚園（定期的に預かり保育を利用していない）」が 33.2%、「幼稚園（定期的に預かり保育も利用している）」が 17.1%となっています。

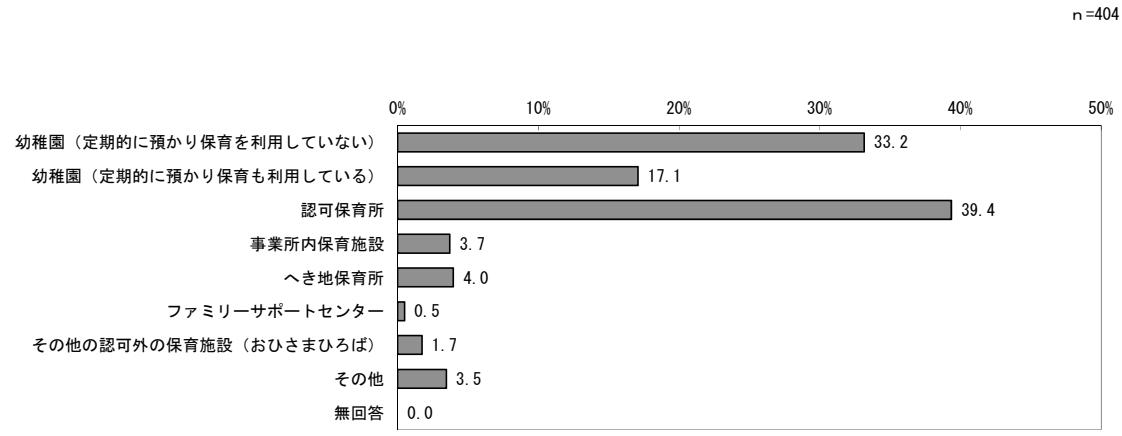

## ３　事業を利用していない理由

問9-5　問9で「2.利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

「子どもがまだ小さいため」が 52.9%で最も多く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、母親か父親が就労していないなどの理由で）」が 46.0%となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方に、何歳から利用したいかたずねたところ、「3 歳」が 51.3%で最も多くなっています。

利用していない理由

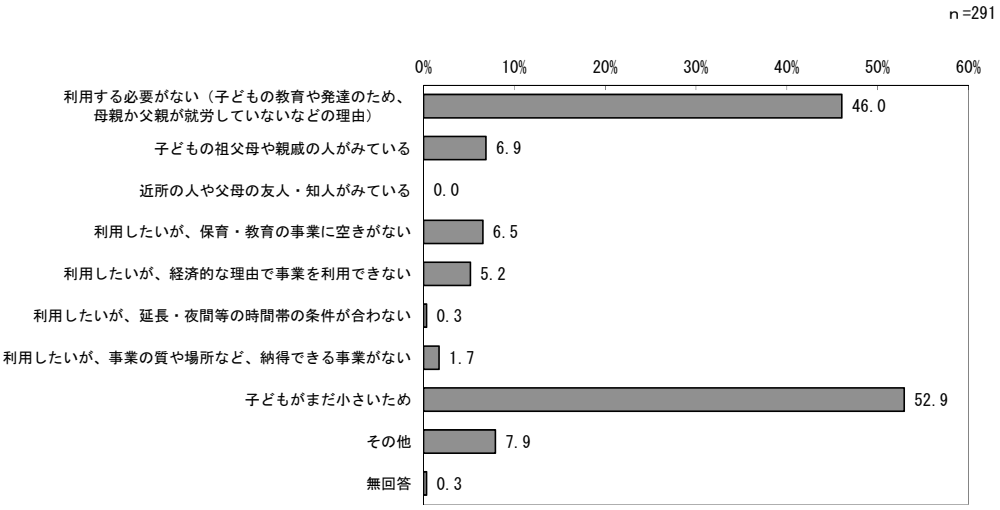


子どもの希望年齢

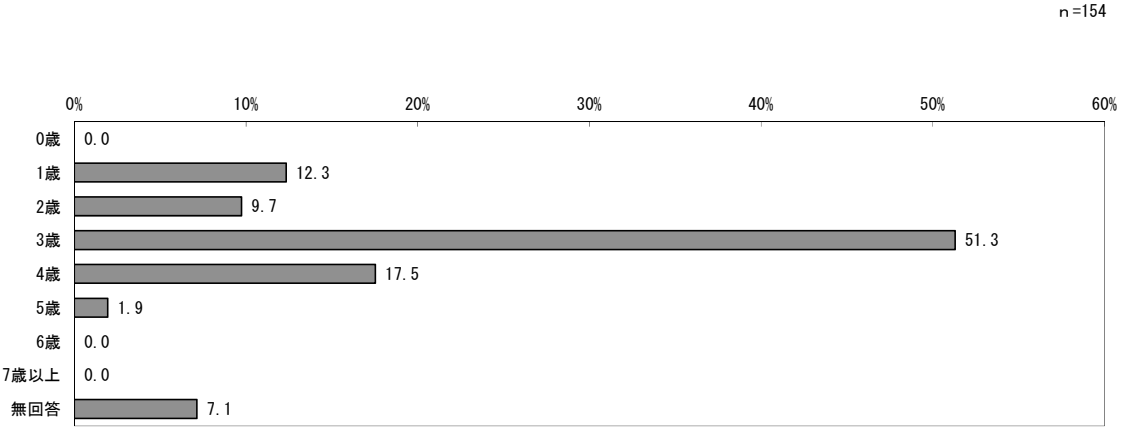

## ４　定期的に利用したい教育・保育事業

問10　すべての方にうかがいます。今後、あて名のお子さんについて、平日、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

定期的に利用したい事業は、「幼稚園(定期的に預かり保育も利用したい)」が 39.9%で最も多く、次いで「幼稚園（定期的に預かり保育を利用しない)」が 27.2%、「公立保育所」が 24.3%、僅差で「私立保育園」が 23.0%、「認定こども園」が 9.2%などとなっています。

n=696

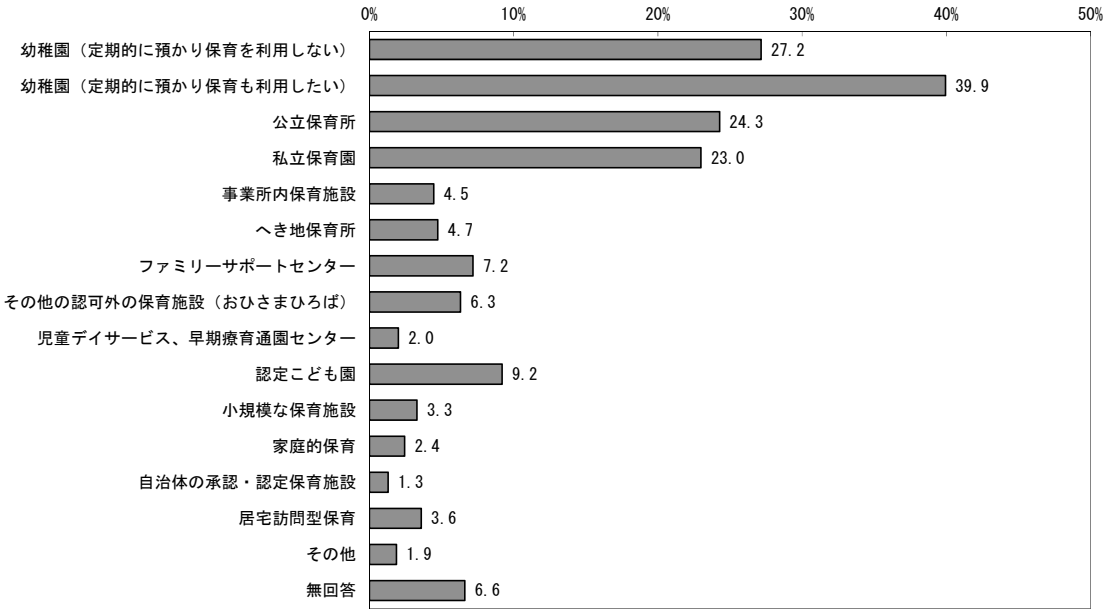

## Ⅱ－６　病気やケガの際の対応について

### １　病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと

問15　平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問9で「1」に○をつけた方）にうかがいます。利用していない方は、問16にお進みください。
この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している事業が利用できなかったことはありますか。

「あった」が 66.6%と約７割を占め、「なかった」は 28.7%となっています。

n =404

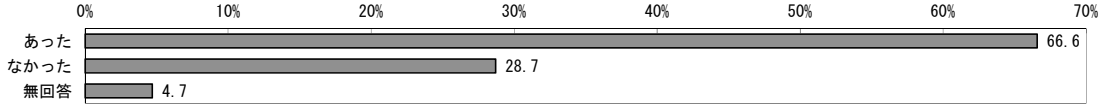


### ２　利用できなかった際の対処方法

問15-1　問15 で「1．あった」に○をつけた方にうかがいます。
あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間どのように対応しましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください

「母親が休んだ」が 72.1%で最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が 34.9%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 24.2%、「父親が休んだ」が 21.6%となっています。

n =269

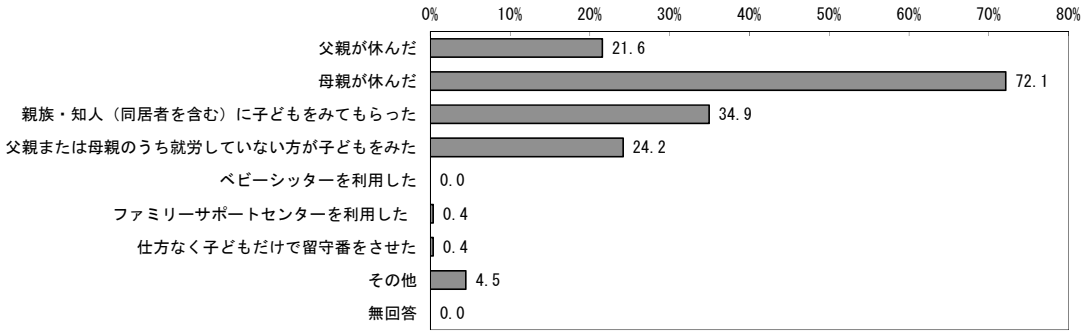

## ３　病児・病後児保育施設の利用意向

問15-2　問15-1で「1．父親が休んだ」「2．母親が休んだ」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。あてはまる番号1つに○をつけ、日数についても[ ]内に数字でご記入ください。

「利用したいとは思わない」が 54.3%、次いで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 44.7%となっています。また、利用したい人に希望する日数をたずねたところ、「5 日以上」が 45.5%で最も多くなっています。

病児・病後児のための保育施設等の利用意向

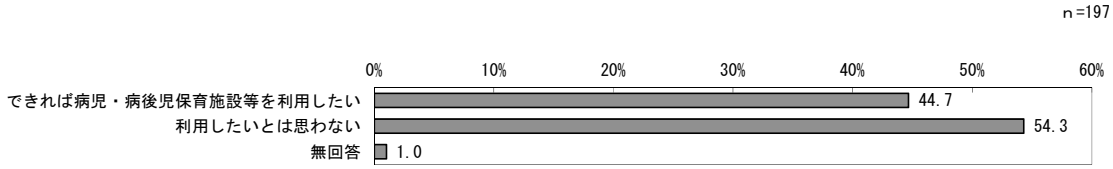


利用希望日数

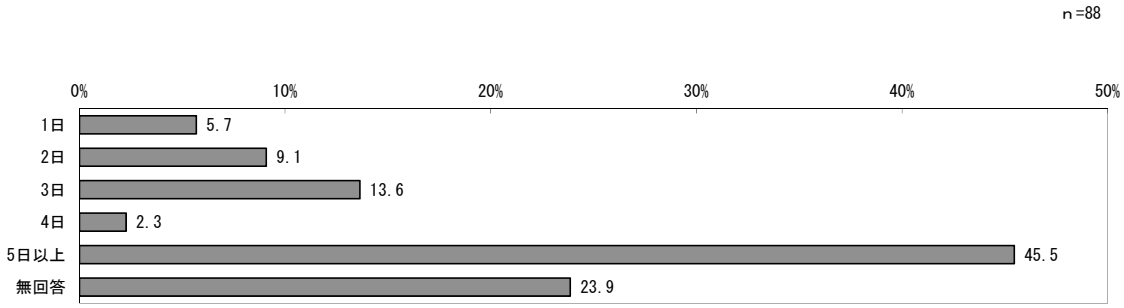


## ４　休めない理由

問15-4　「休んで看ることは非常に難しい」と回答した方にうかがいます。
そう思われる理由について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「子どもの看護を理由に休みが取りづらい」が 67.5%で 7 割近くを占めています。

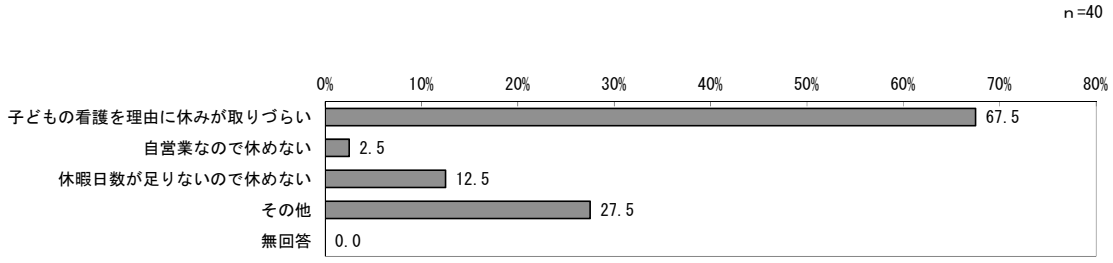

## Ⅱ－７　不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

### １　不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

問16　あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「利用していない」が 77.2%で多数を占めます。

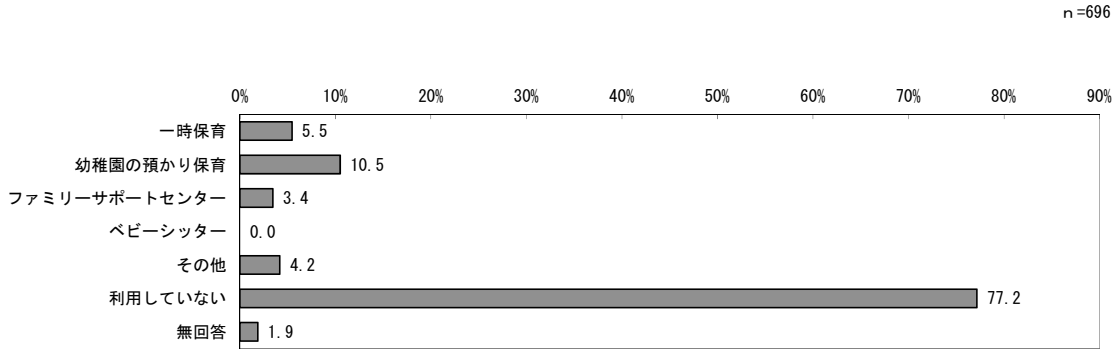


### ２　利用していない理由

問16-1　問16で「6.利用していない」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「特に利用する必要がない」が 81.9%で多数を占め、次いで「事業をよく知らない」が 14.5%、「利用料がかかる・高い」が 10.6%となっています。

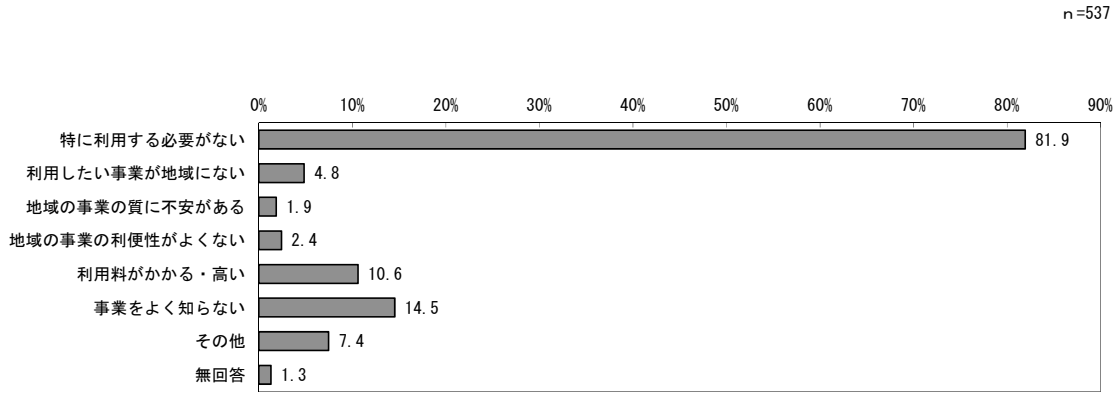

## ３　不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向

問17　あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等事業を利用したいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「利用する必要はない」が 54.5%、「利用したい」が 38.5%となっています。
利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 64.2%で最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」が 58.2%、「不定期の就労」が 24.3%となっています。

不定期に利用している事業の利用意向

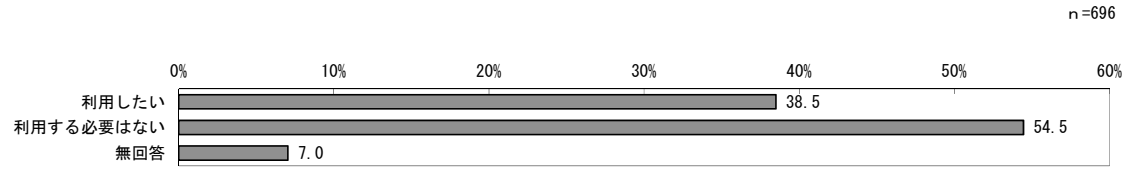


利用目的

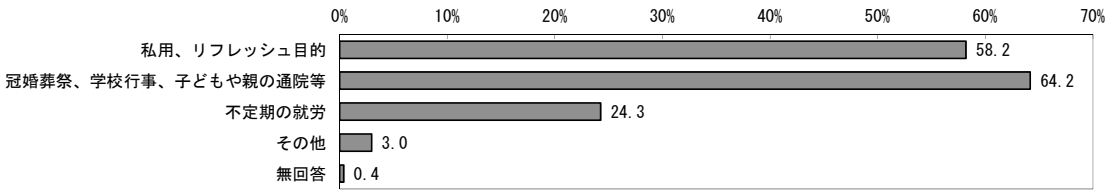

## ４　子どもを泊りがけで家族以外の人に預けた機会の有無

問18　この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

「なかった」が 80.5%、「あった」が 17.2%となっています。
対処方法としては、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が 78.3%で多数を占めます。

お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないこと

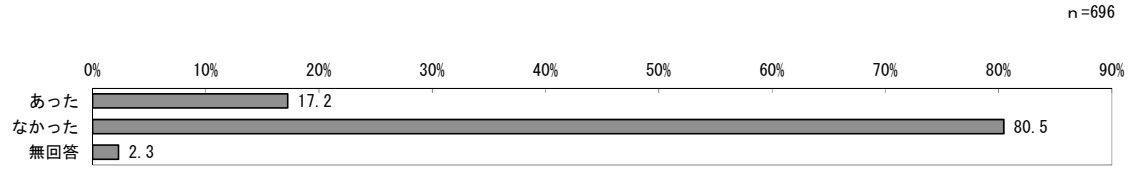


1 年間の対処方法

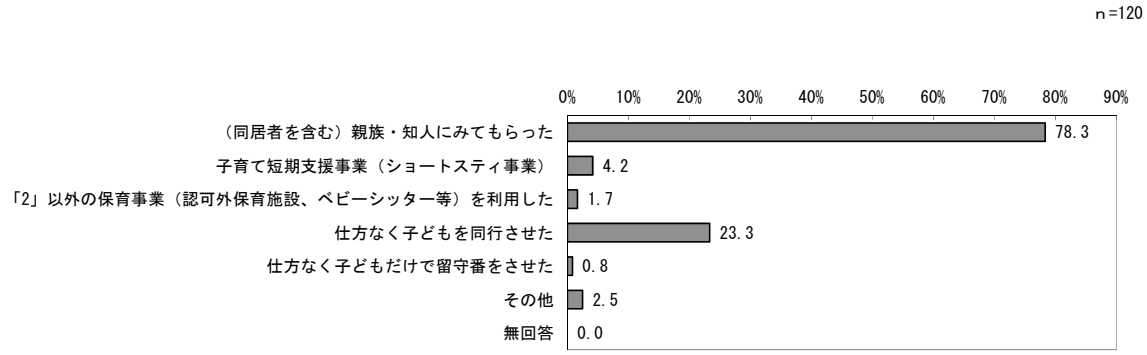

## Ⅱ－８　地域の子育て支援事業の利用状況

### １.地域支援センターを利用しているか

問19 あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援センター(キッズなかよしルーム、るーえん、ほっと)を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。

「利用していない」が 77.3%と８割近くを占め、「地域子育て支援センター」が 22.0%となっています。

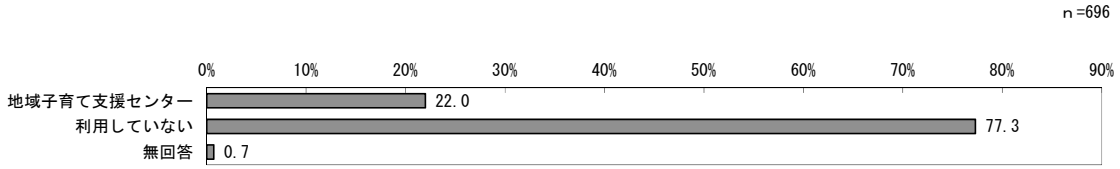


### ２　今後利用したいか

問20 問19のような地域子育て支援センターについて、今は利用していなが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 61.5%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 19.8%となっています

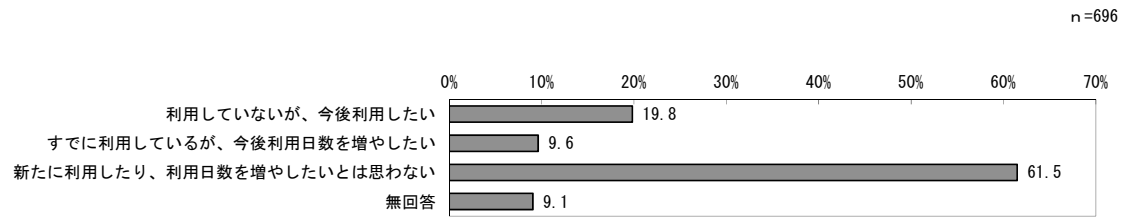

## Ⅱ－９　小学校就学後の放課後の過ごし方について

### １　就学後の放課後の過ごし方

問21　あて名のお子さんが小学校に入学した後、平日の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
低学年と高学年、それぞれの期間について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。（現在、お持ちのイメージでお答えください。）

低学年では、「自宅」が 11.8%で、次いで「学童保育所」が 10.1%、「習い事」が 9.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 6.5%、「児童館」が 3.0%と続きます。
高学年では、「自宅」が 13.4%、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 8.6%、「祖父母や友人・知人宅」が 4.5%、「学童保育所」が 3.7%、「児童館」が 3.2%となっています。

放課後の居場所：低学年

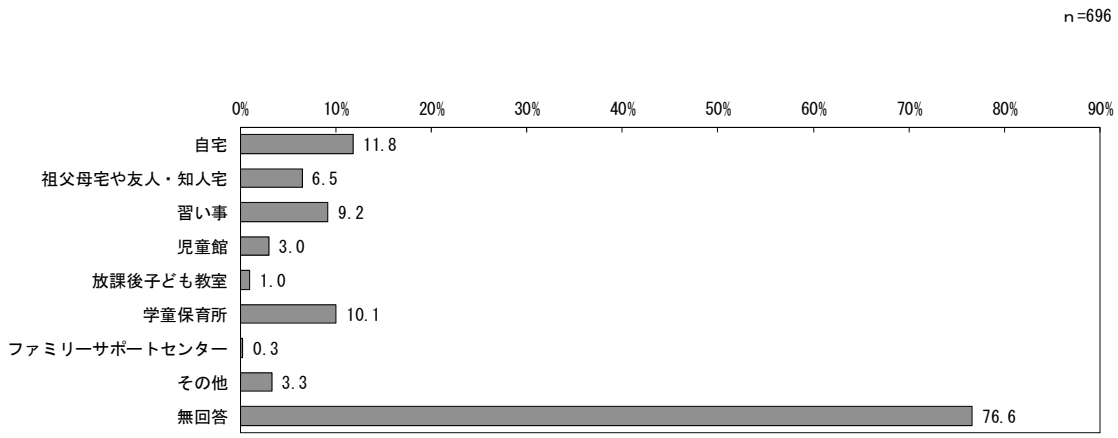


放課後の居場所：高学年

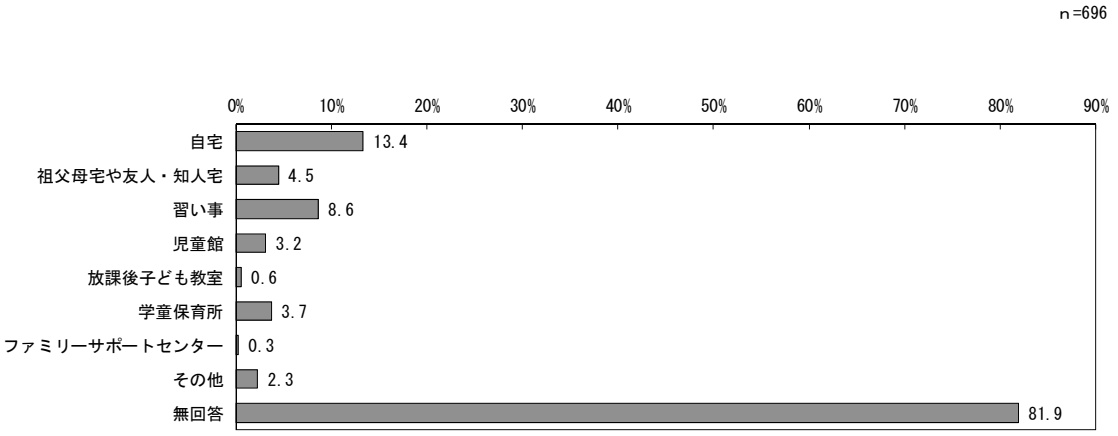

## Ⅱ－10　ご家庭での子育てと子育て環境について

### 1　子育ての悩み

問22　あなたは、子育てについての悩みはありますか。おもなものを3つまでに○をつけてください。

「特にない」が 28.3%で最も多く、次いで「経済的な不安・負担が大きい」が 24.1%、「自分の時間を十分もてない」が 23.9%、「子どもの勉強や就学のこと」が 18.0%、「子どもとの時間を十分もてない」が 17.1%、「育児で疲れる」が 17.0%となっています。

n =696

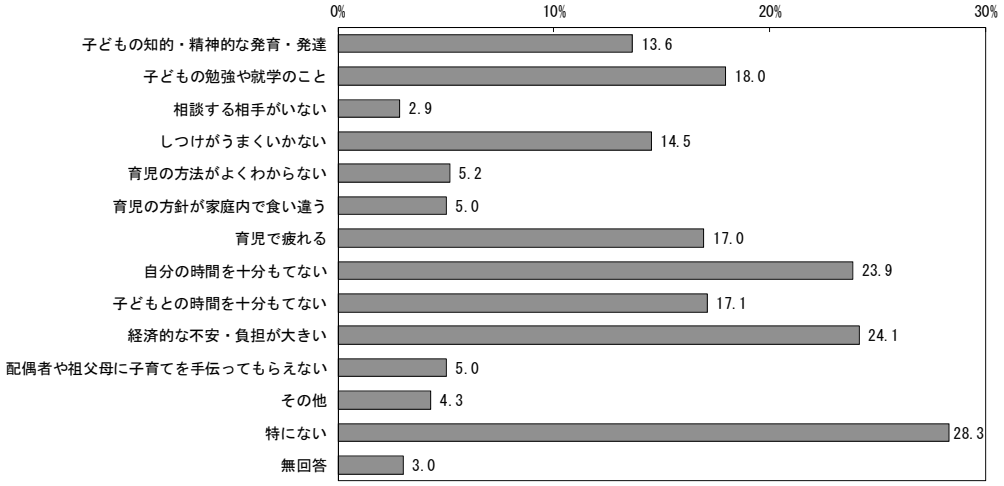


### 2　悩みや不安の相談先

問23　子育てに関する不安や悩みをどなたかに相談していますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「配偶者、祖父母」が 85.5%で最も多く、次いで「友人、知人、近所の知り合い」が 72.4%、「幼稚園、保育所、小学校の先生」が 34.3%となっています。

n =696

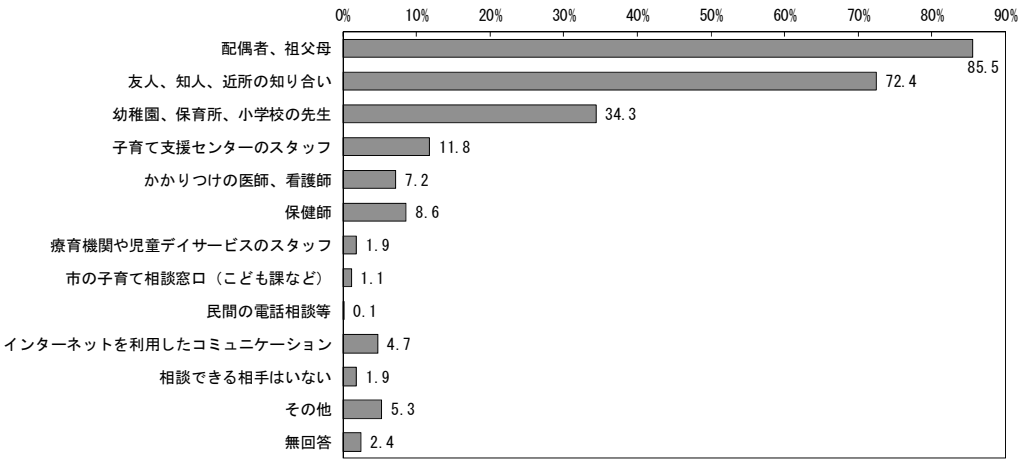

## 3　事業について知っているか

問25　次の事業は、稚内市が独自に実施している事業です。独自事業であることをご存知でしたか。それぞれの事業についてあてはまる番号それぞれ一つに○をつけてください。

知っていた事業として、「小学生までの医療費助成（通院など助成対象を拡大）」が 85.5%で最も多く、次いで「わいわい子育て支援事業（幼稚園入園料の助成）」が 56.6%、「わいわい子育て支援事業（保育料の助成）」が 48.7%となっています。

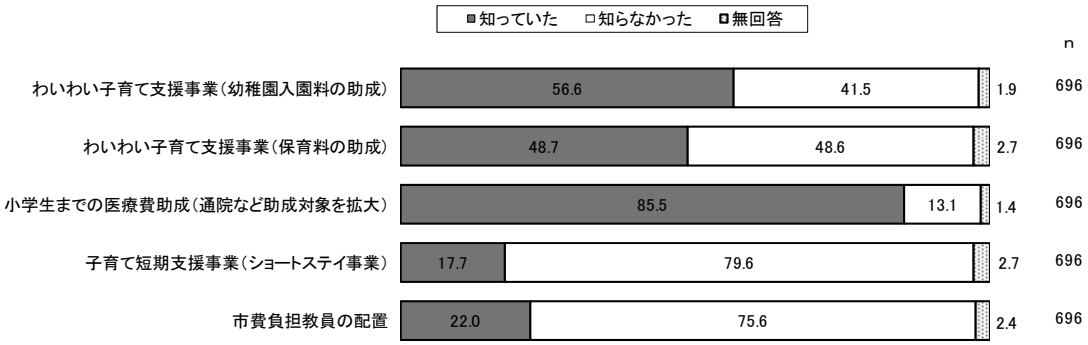


## 4　お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度

問26　お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

「まあまあ満足している」「とても満足している」を合わせて 48.4%となっており、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせて 18.6%となっています。

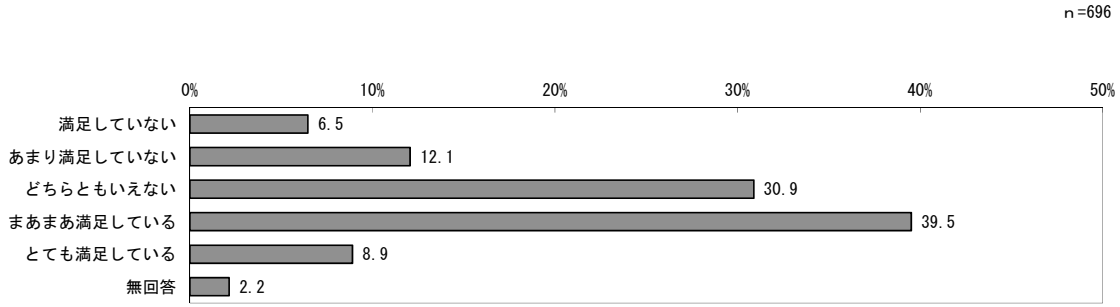

## ５　本市の子育て支援について特に期待すること

問27　本市の子育て支援について特に期待することは何ですか。おもなもの3つまでに○をつけてください。

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 69.8%で最も多く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」52.0%、「公園や公園の遊具などをもっと増やしてほしい」が 32.8%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 27.2%、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 25.6%となっています。

n =696

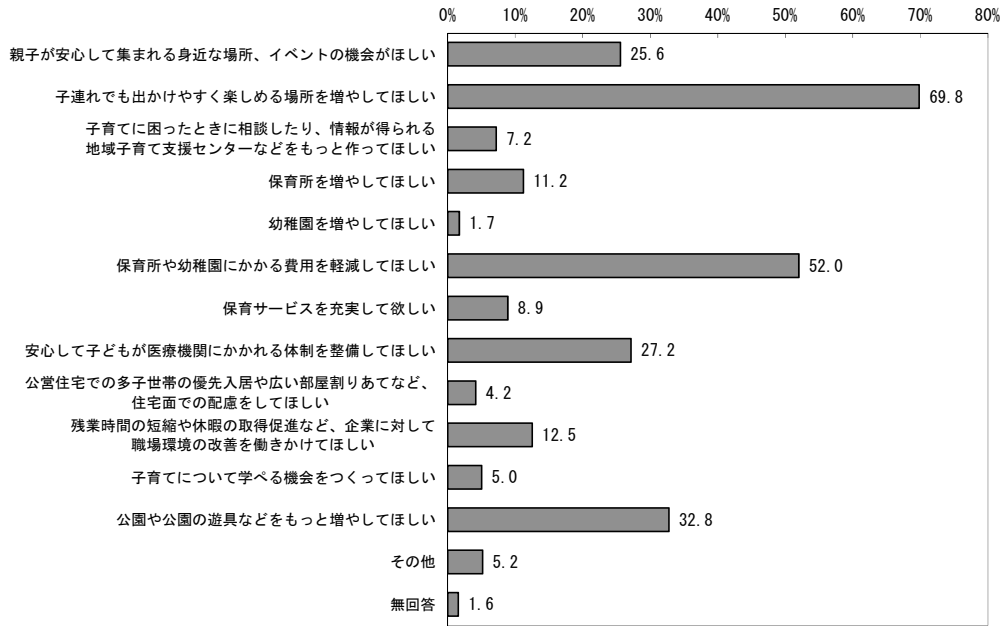

# Ⅲ　小学生調査結果

## Ⅲ－１　お住まいの地区について

### １　居住地区

問1　お住まいの地区としてあてはまる答えの番号1つに○をつけてください。

「南中学校の校区」が 29.5%で最も多く、「東中学校の校区」が 25.8%、「潮見が丘中学校の校区」が 24.5%、「稚内中学校の校区」が 13.8%となっています。

n =535

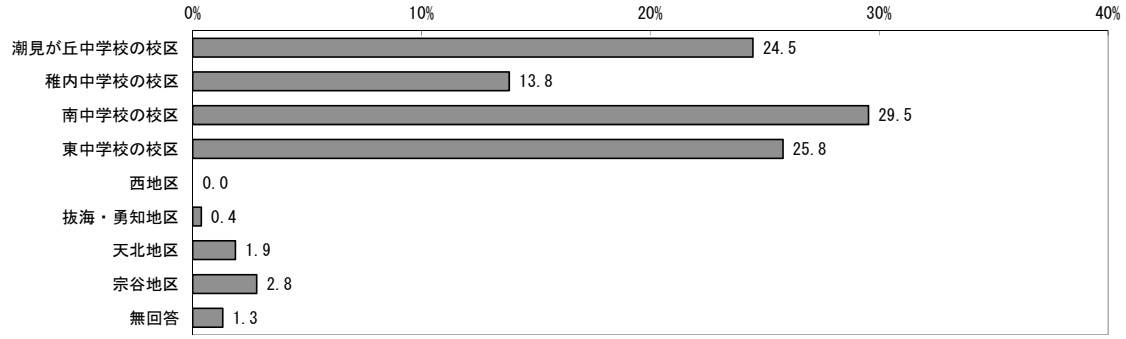


## Ⅲ－２　お子さんとご家族の状況について

### １　子どもの学年

問2　あて名のお子さんの学年をご記入ください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「小学１年生」が 19.4%、「小学３年生」が 18.9%、「小学２年生」が 17.0%、「小学５年生」が 15.1%、「小学６年生」が 15.0%、「小学４年生」が 13.6%となっています。

n =535

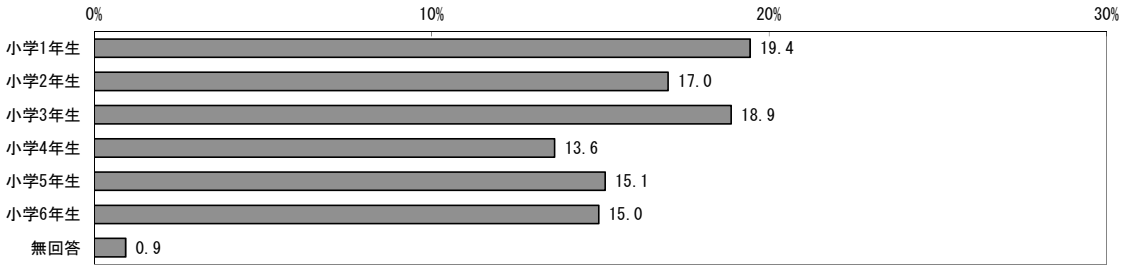

## Ⅲ－３　保護者の就労状況について

### １　保護者の就労状況

問8　あて名のお子さんのご両親の現在の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が 82.8%と多数を占めています。
母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労している」が 41.9%、「フルタイムで就労している」が 29.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 21.5%となっています。

父親の就労状況

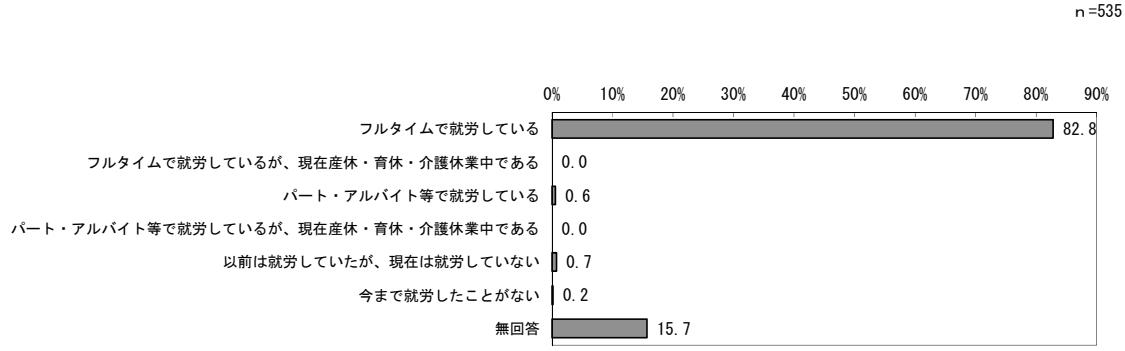


母親の就労状況

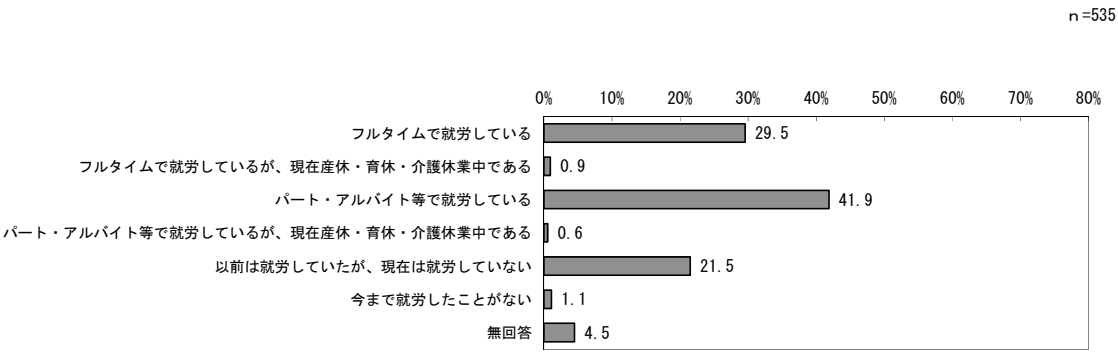

## ２　日頃、子どもをみてもらえる親戚・知人

問9　日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が一番多く 45.6%、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 37.0%、「いずれもいない」が 16.3%、「緊急時もしくは用事の際には子供をみてもらえる友人・知人がいる」が 15.9%となっています。

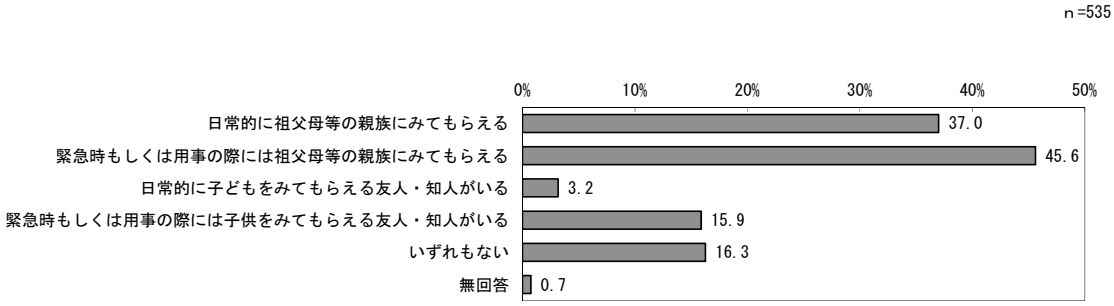


## ５　相談できる人

問10　あて名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「いる/ある」が 90.1%、「いない/ない」が 7.1%となっています。

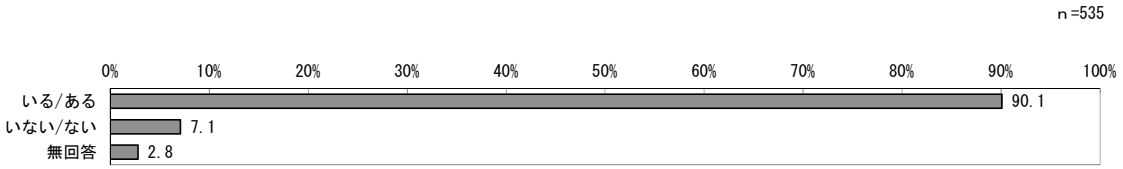

## ６　相談できる相手先

問10-1　問10で「1．いる/ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手先は、誰（どこ）ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「配偶者、祖父母」が 89.6%で最も多く、次いで「友人、知人、近所の知り合い」が 78.4%、「学校の先生」が 46.5%となっています。

n =482

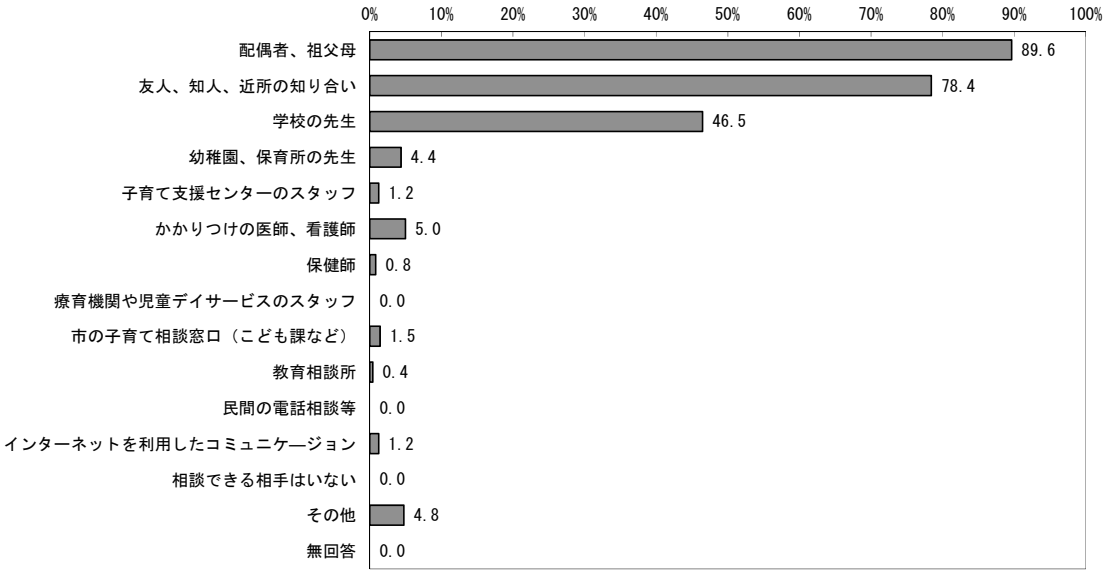

## Ⅲ－４　学童保育所について

### １　学童保育所の利用状況

問11　あて名のお子さんが小学校1年生から3年生の方にうかがいます。現在、学童保育所を利用していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「利用していない」が 77.7%、「利用している」が 20.6%となっています。

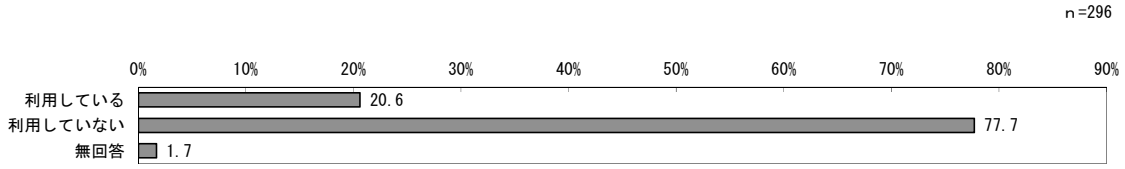


### ５　学童保育所の利用意向

問11-2　問11で「2.利用していない」に○をつけた方にうかがいます。お子さんについて、今後、学童保育所を利用したいとお考えですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「今後も利用しない」が 87.0%、「利用したい」が 9.6%となっています。

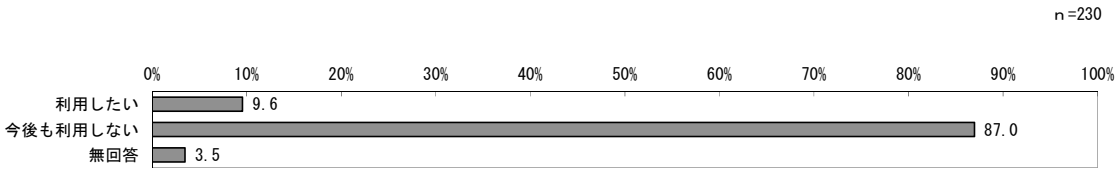

## 7　小学校４年生以降の放課後の過ごし方

問11-4　あて名のお子さんが小学校1年生から3年生の方にうかがいます。4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「クラブ活動など習いごとをさせたい」が 17.9%で最も多く、次いで「学童保育所を利用したい」が 16.6%、「放課後子ども教室を利用したい」が 12.8%となっています。

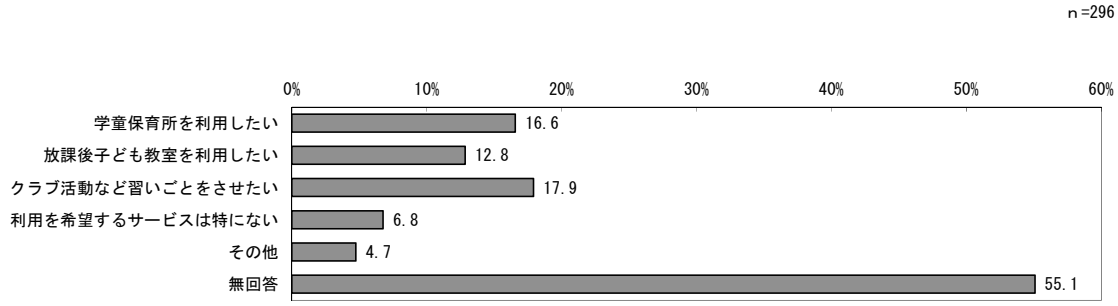


## 8　放課後の過ごし方

問12　すべての方にうかがいます。あて名のお子さんは放課後どのように過ごしていますか。おもなもの2つまでに○をつけてください。

「友人と遊んでいる」が 55.0%で最も多く、次いで「家で家族と過ごす」が 46.4%、「習いごとをしている」が 25.0%、「スポーツ少年団等に参加」が 19.3%、「家でひとり(兄弟のみ)で過ごす」が 18.7%、「児童館、学童保育所で過ごす」が 16.6%となっています。

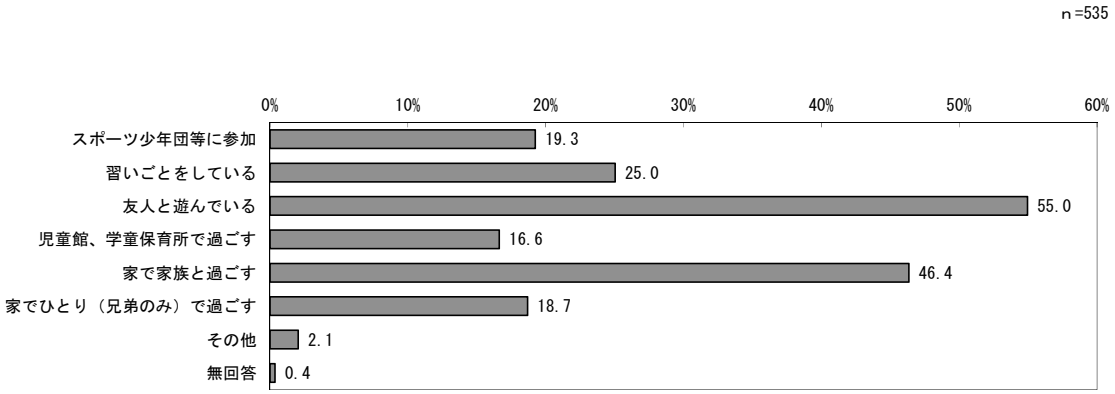

## Ⅲ－５　病気やケガの際の対応について

### １　病気やケガの際の対処方法

問13　あて名のお子さんが病気やケガをした際に、この1年間どのように対応しましたか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「母親が休んだ」が 59.8%で最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が 30.1%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 25.2%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が 11.0%、「父親が休んだ」が 10.5%となっています。

n=535

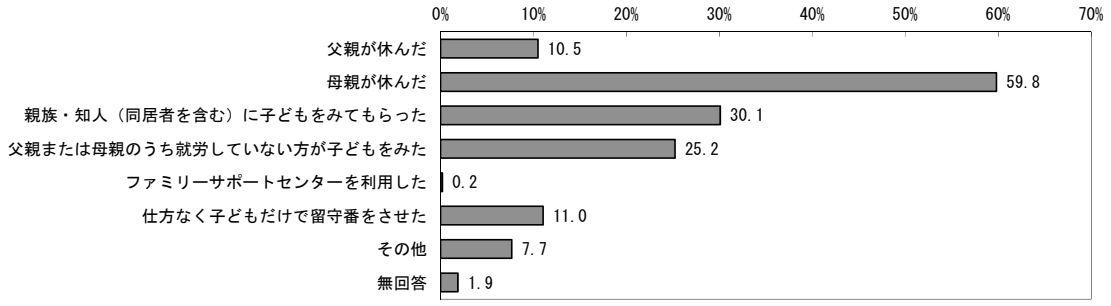


### ２　病児・病後児保育施設の利用意向

問13-1　問13で「1.父親が休んだ」「2.母親が休んだ」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。

「利用したいとは思わない」が 85.4%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 13.7%となっています。

n=329

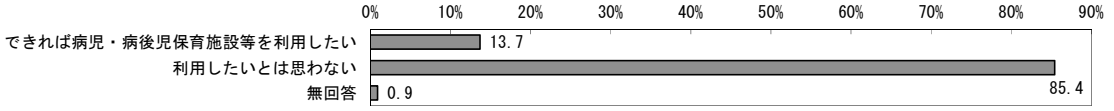

## Ⅲ－６　ご家庭での子育てと子育て環境について

### １　子育てについての悩み

問14　子育てについての悩みはありますか。おもなもの3つまでに○ををつけてください。

「子どもの勉強や進学のこと」が 45.6%で最も多く、次いで「特にない」が 26.0%、「経済的な不安・負担が大きい」が 24.1%となっています。

n =535

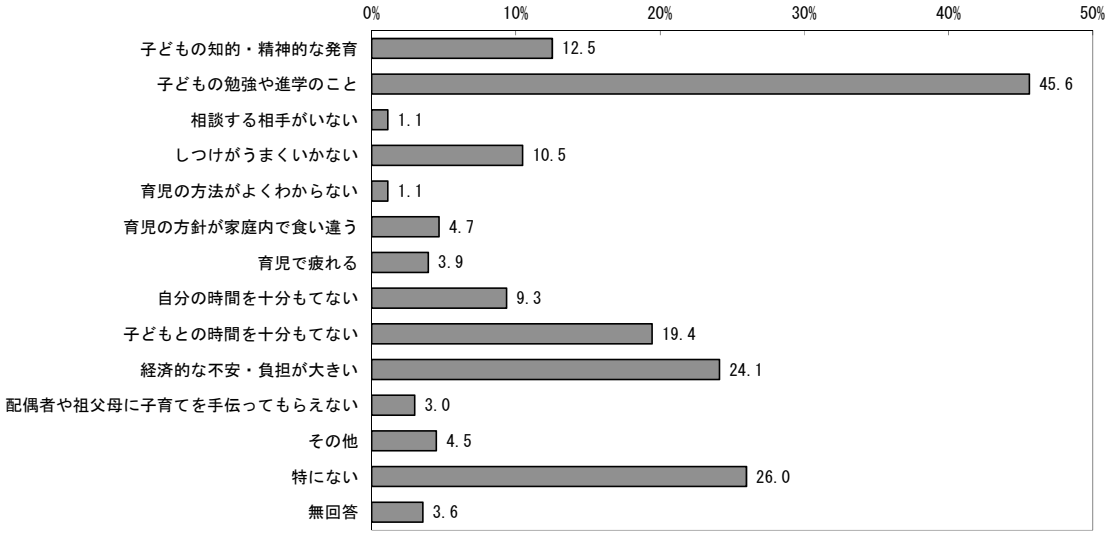


### ２　子育てに関する情報の入手先

問15　子育てに関する情報をどのようにお知りになっていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「友人、知人、近所の知り合い」が 76.3%で最も多く、次いで「幼稚園、保育所、小学校」が 58.5%、「配偶者、祖父母」が 52.1%となっています。

n =535

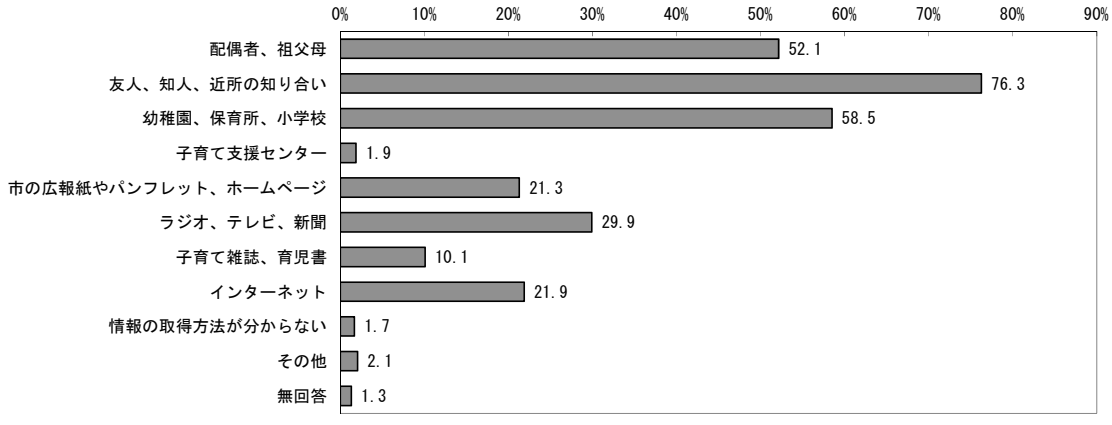

## ３　事業について知っているか

問16　次の事業は、稚内市が独自に実施している事業です。独自事業であることをご存知でしたか。それぞれの事業についてあてはまる番号それぞれ一つに○をつけてください。

知っていた事業として、「小学生までの医療費助成(通院など助成対象を拡大)」が 91.0%で最も多く、次いで「わいわい子育て支援事業(幼稚園入園料の助成)」が 49.7%、「わいわい子育て支援事業(保育料の助成)」が 47.7%、「市費負担教員の配置」が 44.7%となっています。

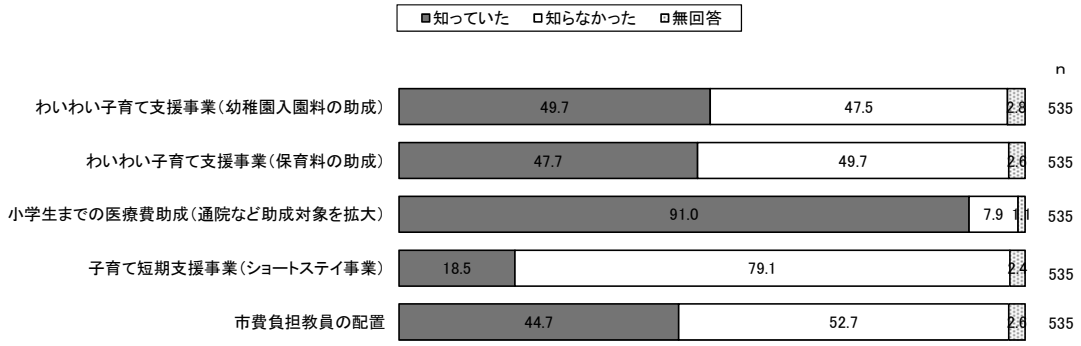


## ４　子育ての環境や支援への満足度

問17　お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

「まあまあ満足している」「とても満足している」を合わせて 50.8%となっており、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせて 14.6%となっています。

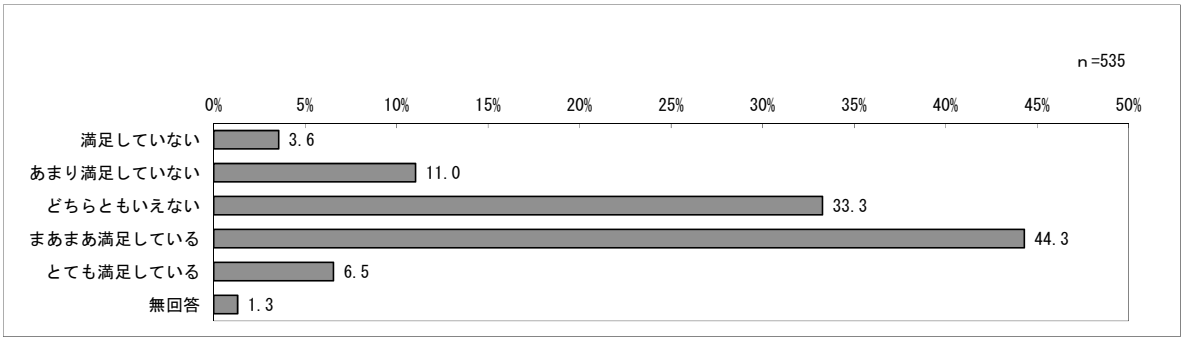

## 資料２　計画策定の経緯

| 月　日 | 主な検討事項等 |
|---|---|
| 平成 25 年 10 月 15 日 | ○平成25年度第１回稚内市次世代育成対策地域協議会<br>【議事】<br>・稚内市次世代育成対策地域協議会条例の一部改正について<br>・子ども・子育て支援事業計画の策定について<br>・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について |
| 平成 26 年 3 月 25 日 | ○平成25年度第2回稚内市次世代育成対策地域協議会<br>【議事】<br>・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について<br>・子ども・子育て支援事業計画の今後のスケジュールについて |
| 平成 26 年 6 月 30 日 | ○平成26年度第１回稚内市次世代育成対策地域協議会<br>【議事】<br>・子ども・子育て支援新制度について<br>・子ども・子育て支援計画策定の進め方について<br>・ニーズ調査等の報告について<br>・教育・保育提供区域、ニーズ量、供給体制の検討について |
| 平成 26 年 8 月 5 日 | ○平成26年度第2回稚内市次世代育成対策地域協議会<br>【議事】<br>・計画区域の設定、ニーズ量、供給体制の検討<br>・計画骨子案の検討<br>・市が制定する基準条例等の検討 |
| 平成 26 年 9 月 11 日 | ○平成26年度第3回稚内市次世代育成対策地域協議会<br>【議事】<br>・「量の見込み」の算出と確保策<br>・計画原案の検討<br>・その他（子ども・子育て支援新制度に関する事項について） |
| 平成 26 年 11 月 28 日 | ○平成26年度第4回稚内市次世代育成対策地域協議会<br>【議事】<br>・教育・保育施設等の確保方策について<br>・子ども・子育て支援事業計画書（案）の検討 |
| 平成 27 年 1 月 19 日 | ○平成26年度第5回稚内市次世代育成対策地域協議会<br>【議事】<br>・子ども・子育て支援事業計画書（案）の検討<br>・保育料の設定について |

## 資料３　用語解説

### か 行

**◆学校評議員制度**

公立学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度。学校教育法施行規則に基づいて実施。

**◆教育・保育**

学校教育法に基づく小学校就学前の満３歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育と、児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育。

**◆教育・保育施設**

学校教育法・児童福祉法・認定こども園法に規定された幼稚園・保育所・認定こども園のこと。

**◆合計特殊出生率**

15 歳から49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す数値。

**◆子ども・子育て支援新制度**

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

### さ 行

**◆施設型給付**

教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を対象とした給付。

**◆児童館**

学校休校日や放課後に、児童に健全な遊び場を提供することを目的としている児童福祉施設。

### た 行

**◆地域型保育事業**

少人数の単位で、主に満３歳未満の乳児・幼児を預かる事業。

① 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象にした保育。

② 小規模保育事業

少人数（定員６～19人）を対象にした保育。

③ 事業所内保育事業

事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育。

④ 居宅訪問型保育事業

個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で１対１で行う保育。

**◆地域子ども・子育て支援事業**

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業。

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

**◆特定教育・保育施設**

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

**◆特定地域型保育事業者**

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業者として確認する地域型保育事業者。

### な 行

**◆認定こども園**

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

① 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。

② 幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

③ 保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定子ども園としての機能を果たすタイプ。

④ 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

## は 行

**◆放課後子供教室**

地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業。

## や 行

**◆ユニバーサルデザイン**

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすい製品・建物・環境などの設計。

**◆幼保一元化**

幼稚園と保育所の一元化。

**◆要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。

## わ 行

**◆ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活との調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会の実現に向けた取り組みが行われています。

# 稚内市子ども憲章

私たちは、稚内市開基１２０年・市制施行５０年・開港５０年を記念して、「夢発信！てっぺん会議」を開催しました。

２１世紀の稚内が、この地に生きる全ての人にとって、平和で豊かな、そして心優しく文化の薫り高い故郷になるよう、手を取り合って積極的に生きることを誓い、本会議の名においてこの憲章を定めます。

１　みんなが、仲良くいじめを無くし、楽しく元気に学び生活できるよう、力を出し合いましょう。

２　みどり豊かな、魅力あふれる街づくりをめざして、自然を守り育てるよう、力を出し合いましょう。

３　ゆとりや生きがいが育つよう、文化・スポーツ交流に力を出し合いましょう。

４　安全で住み良い街づくりと、健康で楽しい生活ができる施設の充実を願い、みんなで力を出し合いましょう。

５　国際平和と交流の輪を広げ、すべての国の人達が仲良くなるよう、共に力を出し合いましょう。

６　希望を持って働くことのできる産業の振興を願い、故郷を学び、夢が実現できるよう力を出し合いましょう。

７　温かく思いやりのある街にするため、多くの人と交流し、助け合い、ボランティア活動に力を出し合いましょう。

（平成１０年９月１９日制定）

# 子育て平和都市宣言

日本最北端の国際都市・稚内は、戦争のない世界平和と
美しい自然、かおり高い文化を永遠に願うふるさとでありたい。
ふるさとの次代を担う子どもたちのすこやかな成長と
平和なまちづくりをすすめることは、すべての大人の責任である。
この願いをこめたふるさとづくりは、わたくしたち市民の責任である。
わたくしたち稚内市民は、
市民ぐるみの子育てと平和をもとめる運動の責任と義務を自覚し、
市民一人ひとりのたゆまぬ努力を誓って、
ここに「子育て平和都市」を宣言する。

（昭和61年6月7日議会議決）

# 稚内市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

■発行　稚内市

■編集　稚内市教育委員会　教育部こども課
〒097−8686　稚内市中央3丁目13番15号
TEL 0162−23−6161　FAX 0162−22−1045
ホームページ　http://www.city.wakkanai.hokkaido